

小田原市新しい学校づくり推進基本計画
(答申案)

令和8年(2026年) ●月
小田原市教育委員会

目 次

第1章 「新しい学校づくり推進基本計画」とは

- 1 「新しい学校づくり推進事業」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 基本計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 現状と課題

- 1 児童生徒数・学級数の減少・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 多様な児童生徒の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 教職員の負担増・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 4 施設の老朽化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 5 整備費の高騰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 6 学校と地域との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第3章 「新しい学校」が目指す姿

- 1 本市が目指す教育と「新しい学校」のイメージ～基本方針から～・・・・・13
- 2 「新しい学校」が目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3 小中一貫教育の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 4 インクルーシブ教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 5 学校と地域との共創・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 6 「新しい学校」のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第4章 学校配置案の検討

- 1 学校規模の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 2 検討の前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 3 地域別の学校配置案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第5章 学校運営を支える財政・人材の考え方

- 1 施設整備費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- 2 学校運営にかかる費用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- 3 教職員の組織力を生かした学校運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

第6章 計画の推進に向けて

1 地域ごとの検討プロセス	53
2 推進方法・体制	59
3 スケジュール	60
4 計画の継続的運用方針(評価、見直し等)	61
5 その他の配慮すべき事項	62

参考

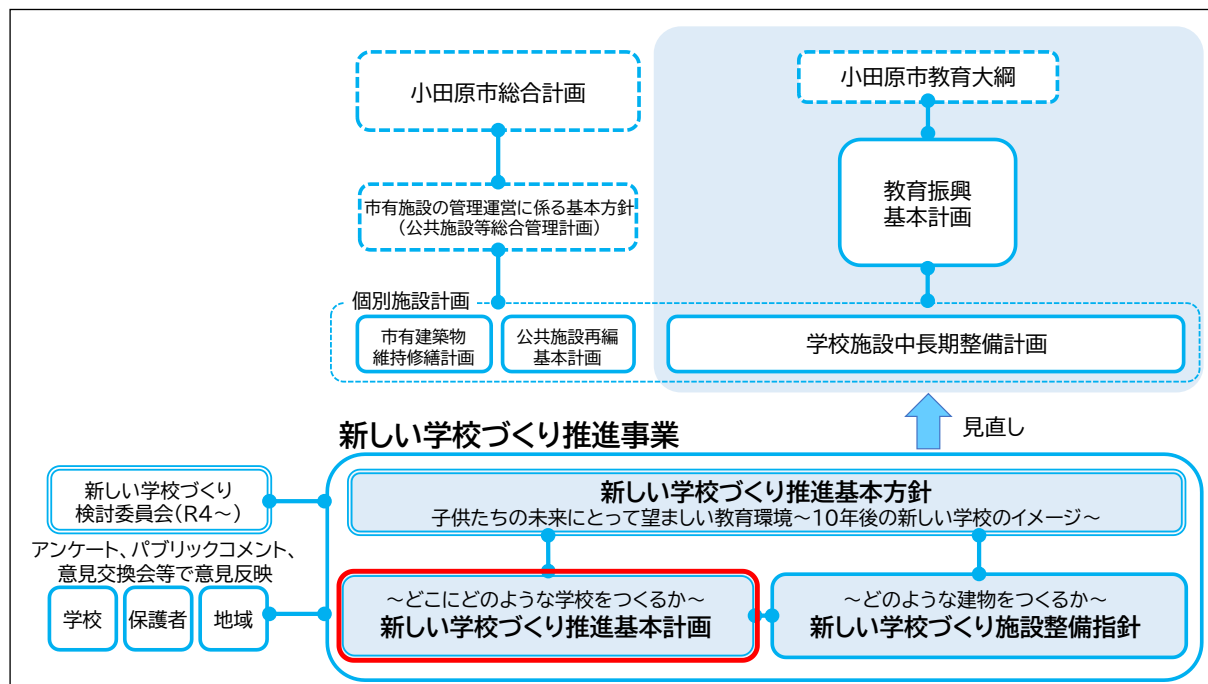
小田原市新しい学校づくり検討委員会規則	○
小田原市新しい学校づくり検討委員会委員名簿	○

第1章 「新しい学校づくり推進基本計画」とは

1. 「新しい学校づくり推進事業」とは

- 本市の学校施設は、その大半が昭和40年代から50年代の学齢期人口の増加に合わせて集中的に整備されており、現在は約8割の学校施設が築40年を経過し、老朽化が進行しています。
- 本市の児童生徒数は、昭和57年(1982年)をピークに減少しており、現在の児童生徒数はピーク時の約45%で、一部の学校では小規模校化が進展しています。
- これらの課題を踏まえ、本市では、令和4年度(2022年度)から、子供たちの未来にとって望ましい教育環境について考える「新しい学校づくり推進事業(以下、「本事業」という。))」に取り組んでいます。
- 本事業は、令和2年(2020年)12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画(以下、「中長期整備計画」という。))」を着実に推進するために、10年後の新しい学校のイメージとその実現に向けた方向性をまとめた「新しい学校づくり推進基本方針(以下、「基本方針」という。))」、学校施設(ハード)整備の基準(どのような学校をつくるか)をまとめた「新しい学校づくり施設整備指針(以下、「整備指針」という。))」、地域の学校配置の将来像(どこにどのような学校をつくるか)を示す「新しい学校づくり推進基本計画(以下、「基本計画」という。))」の3つの方針・計画等を策定することとしています。
- この3つの方針・計画等を策定した後、中長期整備計画を見直し、学校配置と整備の優先順位を反映させた実施計画を定め、実際の改築・長寿命化改修に着手していきます。

<新しい学校づくり推進事業の位置付け>



2. 基本計画策定の目的

- ・ 児童生徒数の減少により学校の小規模化が進むとともに、学校施設の老朽化が進行する中で、これまでと同じフルスペックで学校を維持・更新していくことは非常に難しいと考えています。
- ・ 新しい学校づくりは、学校の数や施設を単に整理することを目的とするものではありません。こうした教育環境や社会情勢の変化を前向きに捉え、限られた財源や資源を有効に活用しながら、将来にわたって安定した教育環境を提供するとともに、教育の質を確保し、さらに高めていくことを中心に据えた取組です。
- ・ 基本計画は、これらの主旨を踏まえ、未来を担う子供たちにとって望ましい教育環境の実現に向けた具体的な方策を整理するとともに、その方策の実行と課題解決につなげる「地域の学校配置の将来像」を示すことを目的とします。

3 計画期間

- ・ 基本計画の計画期間は、令和9年度(2027年度)から令和33年度(2051年度)までの24年間とし、原則として8年ごとを実施計画期間とします。

1期	令和9年度(2027年度)～令和17年度(2035年度)
2期	令和17年度(2035年度)～令和25年度(2043年度)
3期	令和25年度(2043年度)～令和33年度(2051年度)

- ・ 計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行うものとします。

4 検討経過

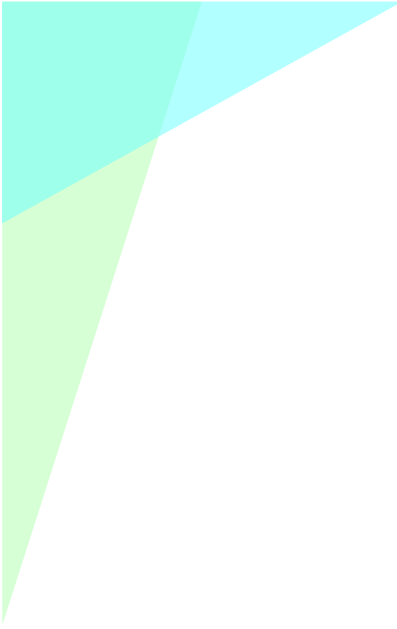
- 基本計画は、検討委員会において計 16 回の検討を経て策定しました。

<検討委員会の検討経過>

令和5年 (2023年)	第12回 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の実施状況 基本計画の検討フレーム等について 整備指針の検討フレームについて
令和6年 (2024年)	第13回 4月25日	<ul style="list-style-type: none"> 合意形成プロセスについて 今後の検討スケジュール等について
	第14回 6月17日	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域の選定等について
	第15回 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域での検討スキーム・スケジュールについて 論点の検討(支援教育) 今後の検討スケジュール等について
	第16回 10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 論点の検討(小中一貫校) モデル地域での検討状況について 今後の検討スケジュール等について
	第17回 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> 整備指針(素案)について 与件について
	第18回 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> 整備指針(素案)について 基本計画の検討スケジュール等について
	第19回 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 整備指針(素案)について 基本計画の検討スケジュール等について
令和7年 (2025年)	第20回 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育について 基本計画の構成について
	第21回 8月6日	<ul style="list-style-type: none"> 前提条件について 地域別の配置案の検討①
	第22回 8月28日	<ul style="list-style-type: none"> 地域別の配置案の検討②(通学距離) 整備費シミュレーションについて
	第23回 10月17日	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(素案)について 今後のスケジュール等について
	第24回 11月18日	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(素案)について 今後のスケジュール等について
令和8年 (2026年)	第25回 1月26日	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(素案)について 今後のスケジュール等について
	第26回 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(答申案)について 今後のスケジュール等について
	第27回 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(答申案)について

諮問

答申

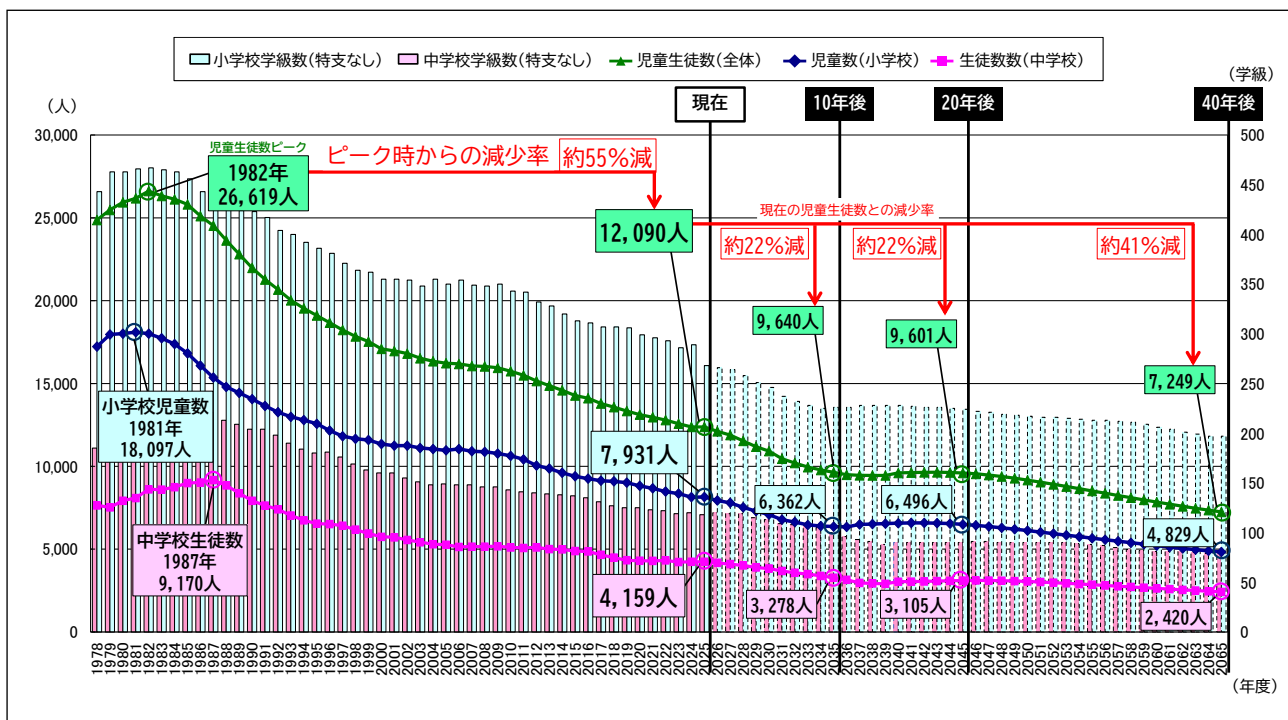


第2章 現状と課題

1. 児童生徒数・学級数の減少

- ・ 小中学校の児童生徒数のピークは昭和57年度(1982年度)の26,619人、小学校は昭和56年度(1981年度)の18,097人、中学校は昭和62年度(1987年度)の9,170人となっています。
- ・ 令和7年度(2025年度)は12,090人でピーク時から約55%減少しており、小学校は7,931人、中学校は4,159人となっています。

<市全体の児童生徒数推計>



- ・ 児童生徒数の減少に伴い、各校の通常の学級数も減少しています。また、地域の人口動態により、学校間の差が大きくなっています。
- ・ 現在、クラス替えができない小規模校・過小規模校が小学校で12校、中学校で4校あり、市全体の約44%となっています。
- ・ 20年後には、小規模校・過小規模校が小学校で14校、中学校で5校となり、市全体の約53%に、40年後には、小学校で18校、中学校で6校となり、市全体の約67%に増加し、小規模校化が進む予測となっています。
- ・ 過小規模校のうち、一部の学校では複式学級となる可能性があります。

<学校規模の定義(通常の学級数)>

	学級数	定義	規模の特徴
小学校	6学級以下	過小規模校	・クラス替えができない ・1～5学級は複式学級が存在
	7～11 学級	小規模校	・一部の学年でクラス替えができない
	12～24 学級	標準規模校	・全ての学年でクラス替えができる
	25 学級以上	大規模校	・教室・校庭等の施設が不足しがち
中学校	3学級以下	過小規模校	・クラス替えができない ・1～2学級は複式学級が存在
	4～8学級	小規模校	・4～5学級は一部の学年でクラス替えができない ・専科の教員配置に制約がある
	9～24 学級	標準規模校	・学年3クラス以上
	25 学級以上	大規模校	・教室・校庭等の施設が不足しがち

参考：文科省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引（平成 27 年 1 月 27 日）」

<学校別の児童生徒数・学級数推計>

			現在	10年後	20年後	30年後	40年後
地域名	学校名	区分	2025	2035	2045	2055	2065
中央・片浦	城山中	生徒数	341	245	213	210	192
		学級数	10	8	6	6	6
	三の丸小	児童数	594	366	360	365	302
		学級数	19	12	12	12	12
	片浦小 ※	児童数	80	84(18)	84(23)	84(11)	84(6)
		学級数	6	6	6	6	6
	城南中	生徒数	150	79	106	100	69
		学級数	6	3	3	3	3
	大窪小	児童数	116	105	123	101	71
		学級数	6	6	6	6	6
	早川小	児童数	106	93	116	83	72
		学級数	6	6	6	6	6
	白鷗中	生徒数	256	191	214	188	151
		学級数	8	6	6	6	6
	新玉小	児童数	124	140	161	98	90
		学級数	6	6	6	6	6
	山王小	児童数	151	101	121	108	84
		学級数	6	6	6	6	6
	町田小	児童数	238	211	204	180	156
		学級数	11	6	6	6	6
白山中	生徒数	484	402	365	338	295	
	学級数	14	13	12	12	9	
足柄小	児童数	356	269	273	244	205	
	学級数	13	11	12	9	6	
芦子小	児童数	415	358	351	290	263	
	学級数	14	12	12	12	12	
久野小	児童数	238	154	165	158	125	
	学級数	12	6	6	6	6	
富水・桜井	泉中	生徒数	441	387	414	331	282
		学級数	13	12	12	10	9
	富水小	児童数	453	498	432	333	324
		学級数	17	17	14	12	12
	東富水小	児童数	358	341	339	276	237
		学級数	13	11	12	12	8
	城北中	生徒数	389	314	252	256	228
		学級数	12	11	9	9	8
	桜井小	児童数	401	308	329	291	230
		学級数	13	12	12	12	7
	報徳小	児童数	311	205	183	208	176
		学級数	12	8	6	6	6

			現在	10年後	20年後	30年後	40年後
地域名	学校名	区分	2025	2035	2045	2055	2065
川東	千代中	生徒数	525	403	298	304	266
		学級数	15	13	9	9	9
	千代小	児童数	502	348	324	298	273
		学級数	18	12	12	12	12
	下曽我小	児童数	121	70	98	90	60
		学級数	6	6	6	6	6
	曽我小	児童数	55	34	46	43	28
		学級数	6	6	6	6	6
	豊川小	児童数	487	343	341	329	266
		学級数	16	12	12	12	12
	鴨宮中	生徒数	548	448	414	371	328
		学級数	15	13	12	12	11
	下府中小	児童数	281	265	254	211	187
		学級数	12	11	11	6	6
	矢作小	児童数	521	365	360	322	283
		学級数	17	12	12	12	12
	酒匂中	生徒数	363	335	330	281	232
		学級数	10	11	9	9	9
	酒匂小	児童数	296	219	239	205	165
		学級数	12	6	7	6	6
富士見小	児童数	400	408	408	308	292	
	学級数	14	12	12	12	12	
国府津中	生徒数	246	167	170	163	127	
	学級数	8	6	6	6	6	
国府津小	児童数	402	308	347	293	230	
	学級数	15	12	12	12	8	
橘	橘中	生徒数	185	109	136	133	98
		学級数	6	4	6	6	3
	前羽小	児童数	100	71	87	71	60
		学級数	6	6	6	6	6
	下中小	児童数	225	146	198	163	123
		学級数	9	6	6	6	6

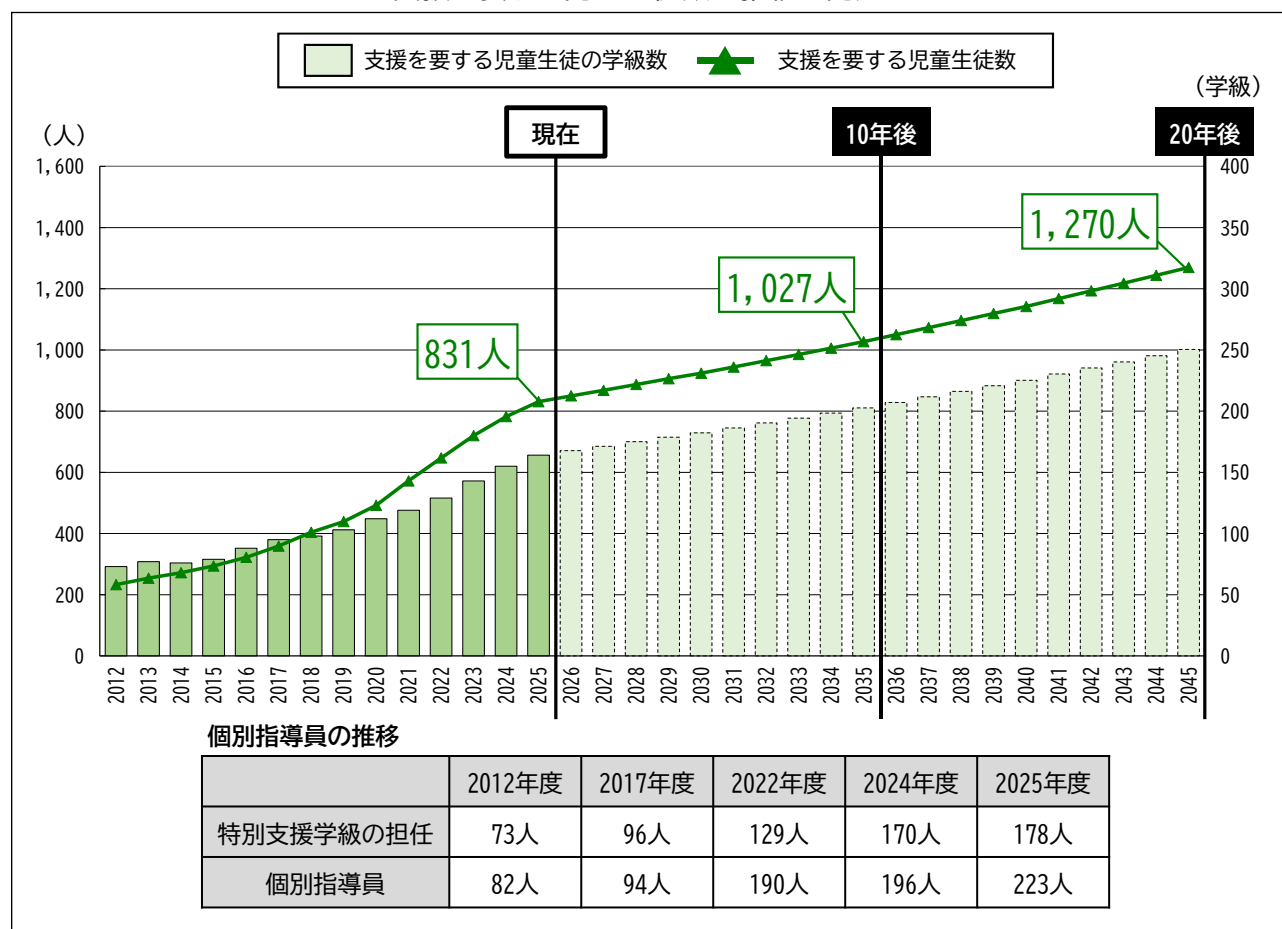
※片浦小の児童数のうち、()は片浦地域の児童数

【複式学級】 (文部科学省の複式学級基準)	【過小規模校】	【小規模校】	【標準規模校】
<div></div> 小学校：16人 (1年生を含む場合は8人) 中学校：8人	<div></div> 小学校：6学級以下 中学校：3学級以下	<div></div> 小学校：7学級～11学級 中学校：4学級～8学級	<div></div> 小学校：12学級～24学級 中学校：9学級～24学級

2. 多様な児童生徒の増加

- 支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、人数が最も少ない平成5年度(1993年度)は100人でしたが、令和6年度(2024年度)は約8.3倍増加の831人となっています。
- 今後も増加傾向が続くと仮定した場合、20年後には、小学生が約1.5倍増加の896人、中学生が、約1.6倍増加の373人に増加する見通しとなっています。

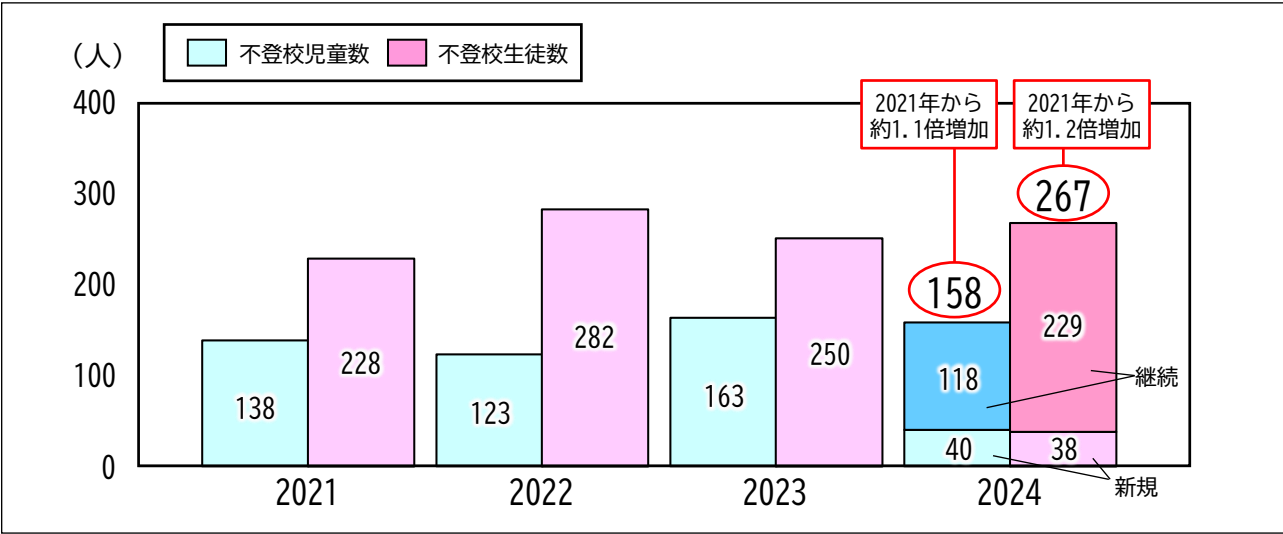
<支援を要する児童生徒数の推移と見通し>



※支援を要する児童生徒の推計方法:直近5年間の増加率の平均を前年度にかけて算出

- 不登校の児童生徒も増加傾向にあり、令和3年度（2021年度）と令和6年度（2024年度）を比較すると、小学校が約1.1倍の158人、中学校が約1.2倍の267人となっています。

＜不登校の児童生徒数の推移＞



3. 教職員の負担増

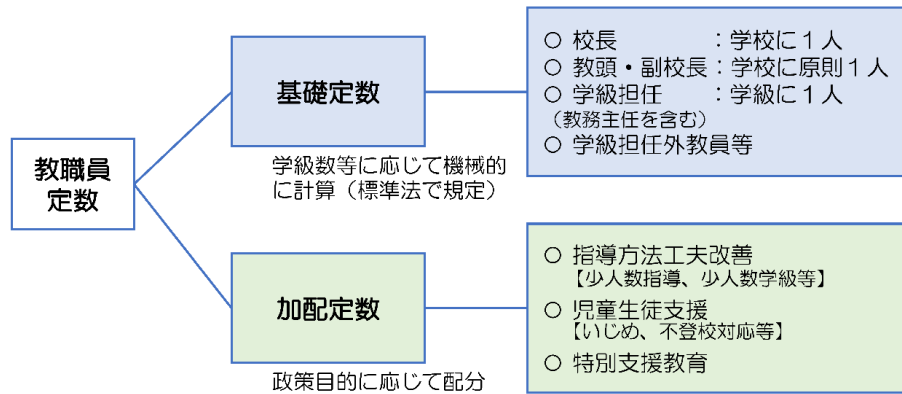
- 教職員の働き方改革は大きな課題であり、これまで学校が担ってきた業務について適正化を図るため、「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」に基づき、業務の見直しを含めた取組を進めています。
- 社会環境の変化に伴い、いじめ・不登校対応・貧困問題など、子供たちを取り巻く問題が多様化しており、学校に求められる役割が拡大していることに加え、ICTの活用や外国語教育の推進など、教職員に求められる役割も拡大しています。
- 教職員の配置人数は、学校の学級数に応じて決められていることから、一定の学級数がないと配置される教職員が少なくなり、1人にかかる業務負担が大きくなってしまいます。

＜学校・教師が担ってきた代表的な業務のあり方＞

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

出典：新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）平成 31 年 1 月 25 日中央教育審議会より

＜教職員の配置基準と現状の配置状況＞



学級数別 教職員の配置基準

（小学校）

（単位：人）

通常の学級数	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教員	8	9	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	21
養護教員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事務職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	11	12	13	14	15	16	17	19	20	21	22	23	24

（中学校）

通常の学級数	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教員	11	12	14	15	17	18	19	20	22	23	24	26	28
養護教員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事務職員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	14	15	17	18	20	21	22	23	25	26	27	29	31

※出典：第2回検討委員会 参考資料4 学級編成及び教職員配置の基準について

本市の教職員配置状況（令和7年5月1日時点）

（小学校）

	三の丸	新玉	足柄	芦子	大窪	早川	山王	久野	富水	町田	下府中	桜井	千代
通常の学級数	18	6	13	14	6	6	6	7	14	9	11	13	16
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教員	36	15	26	27	14	13	16	21	30	18	27	28	33
養護教員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事務職員	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1
栄養士		1	1	①	1	1	2	1	1	1	1	①	1
	下曾我	国府津	酒匂	片浦	曾我	東富水	前羽	下中	矢作	報徳	豊川	富士見	
通常の学級数	6	14	12	6	6	12	6	8	17	12	17	13	
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教員	12	24	24	11	11	23	12	18	27	19	20	29	
養護教員	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	
事務職員	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	
栄養士		1	①	1	1	2		1	1	1		①	

（中学校）

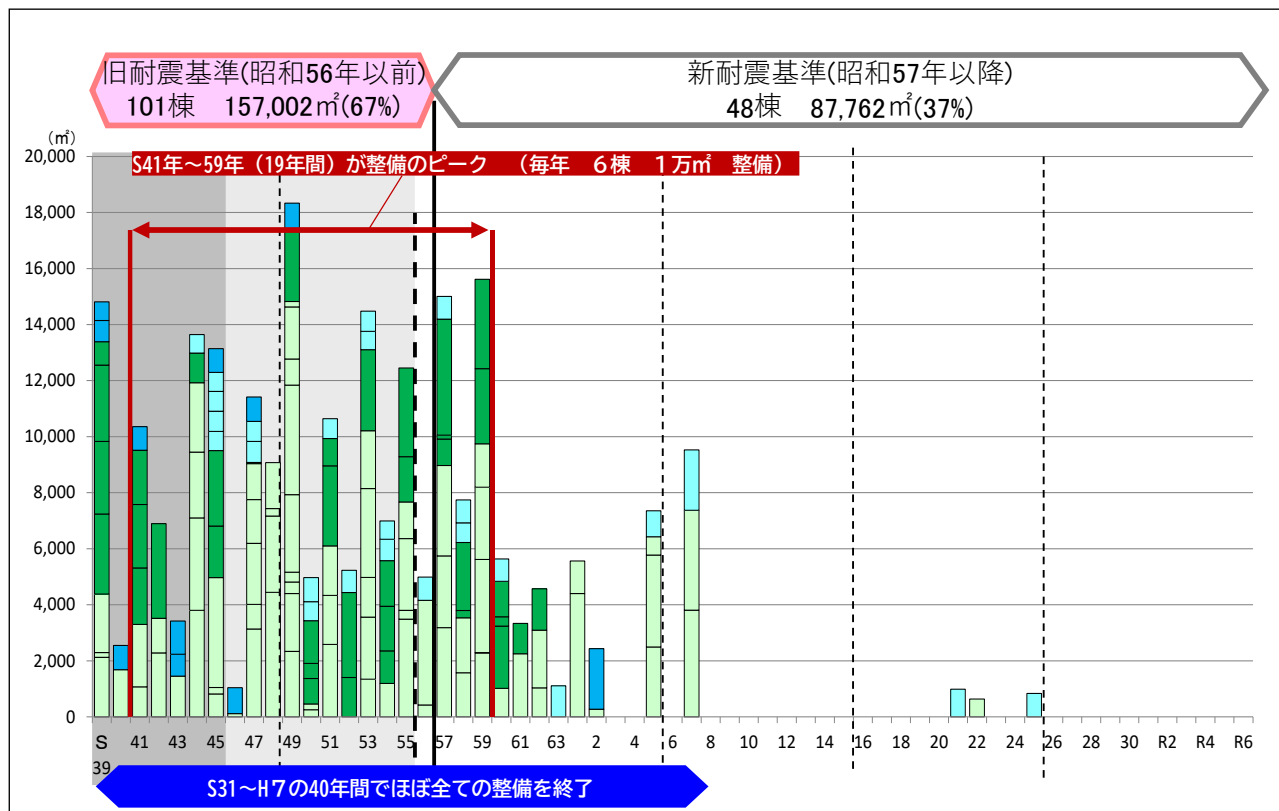
	城山	白鷗	白山	城南	鴨宮	千代	国府津	酒匂	泉	橘	城北
通常の学級数	11	8	14	5	15	15	7	12	13	6	12
校長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教員	26	23	37	14	37	34	19	32	31	20	29
養護教員	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
事務職員	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
栄養士											

※丸数字は栄養教諭

4. 施設の老朽化

- 令和7年度(2025年度)時点で学校施設の約85%が築40年以上であり、3年後には90%以上が築40年以上となることから、学校施設の老朽化は喫緊の課題となっています。

< 築年別整備状況 >



< 学校施設の築年数別一覧(令和7年度時点) >

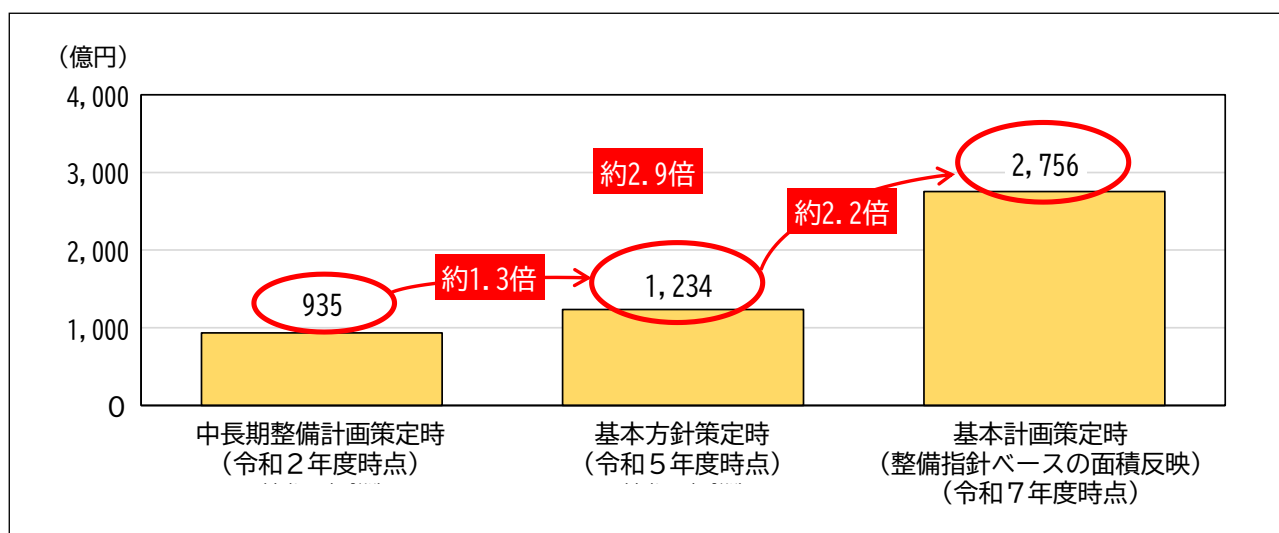
築40年未満	【小学校】 三の丸 大窪 下曽我 前羽
築40～49年	【小学校】 片浦 報徳 豊川 下府中 富士見 下中 【中学校】 千代 酒匂 国府津
築50～59年	【小学校】 山王 町田 足柄 芦子 久野 東富水 桜井 曾我 千代 矢作 酒匂 国府津 【中学校】 城山 泉 城北 橘
築60年超	【小学校】 新玉 早川 富水 【中学校】 白鷗 白山 城南 鴨宮

※校舎のうち最も古い築年数を基準とする

5. 整備費の高騰

- 令和2年度(2020年度)に中長期整備計画を策定した時点では、市内36校の全てを維持した場合の40年間の総工事費は、約935億円となっていました。建築単価の高騰を反映させ、令和5年度(2023年度)の「新しい～」策定時に再試算したところ、約1,234億円に増加しています。
- 現時点の試算では、建築単価の増に加えて、整備指針において教室面積等を定めたことにより、想定整備面積を見直したことから、市内36校全てを改築・改修した場合の総工事費は約2,756億円となる見込です。

<市内36校を全て維持した場合の今後40年間の総工事費>



※：ZEB、木質化等の経費増含む

6. 学校と地域との関係

- 地域コミュニティの活動は、26地区の自治会連合会と地域コミュニティ組織を中心に展開しており、また保護者や教職員、地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)についても、令和6年度(2024年度)に全ての小中学校で導入されました。
- 保護者や地域住民による教育活動への支援は、スクールボランティアの活動、通学時の見守りなど様々ですが、人口減少や地域のつながりの希薄化などにより、担い手の不足や固定化といった課題があります。
- 現在の小学校区は、自治会の区域と整合していないところがあり、学校と地域との連携をこれまで以上に深めるためには、こうした不整合を解消していく必要があります。

<地域資源を活かした教育活動>

学校での主なボランティア活動		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業体験 ・ 園芸体験 ・ 梅干しづくり ・ 収穫体験支援 ・ 工芸体験 ・ 課外活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ運動 ・ 地元お祭り参加 ・ 草刈り、剪定 ・ 校内清掃 ・ 本の読み聞かせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全運動 ・ 防犯教室 ・ 授業の安全見回り ・ 校外パトロール

中央 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ みかんの収穫 ・ 野菜の収穫 ・ 海岸清掃 ・ 森林学習 ・ 地元工場見学 	川東北部 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梅干し作り ・ 田植え・稲刈り ・ 自然体験学習 ・ 作物作り体験
富水・桜井 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田植え・稲刈り ・ 音楽演奏会 ・ 工芸体験 	片浦 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸清掃 ・ レモンなどの収穫体験 ・ 森林学習 ・ 漁港見学
川東南部 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林学習 ・ 工芸体験 ・ 作物栽培・米作り ・ 地元企業職場体験 	橘 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玉ねぎ収穫体験 ・ 一次産業職場体験

【農業体験】



- ・ 地域資源を生かした体験活動

【通学時の見守り】



- ・ 子供たちが集まる公園を中心に見守り・防犯パトロールを実施

【地域活動】



- ・ 各地域で開催されるスポーツ大会（健民祭）やイベントへの参加

【小田原版STEAM教育】



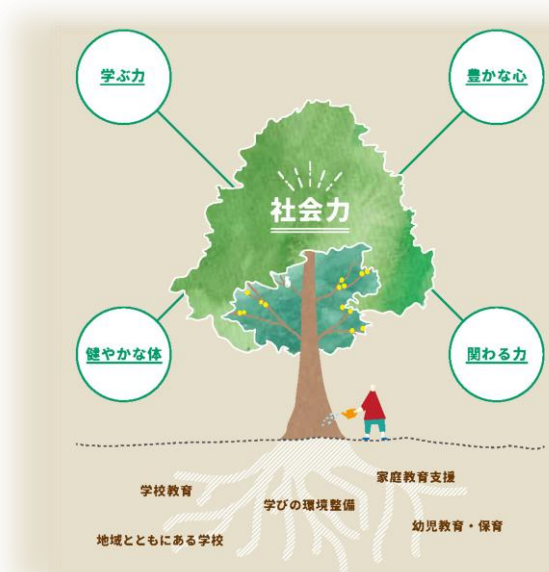
- ・ 地域課題の解決のため、教科横断的な思考で探究的・創造的な活動を行う

第3章 「新しい学校」が目指す姿

1. 本市が目指す教育と「新しい学校」のイメージ～基本方針から～

- 本市では、令和5年(2023年)3月に策定した「第2期小田原市教育大綱」及び「第4期小田原市教育振興基本計画」において、これからの人生100年時代をより豊かに生きていけるように、それぞれの存在を認め合い、それぞれの可能性を最大限に発揮しながら、幸せな社会を共に創っていく「社会力」を、生涯にわたる学びを通して育んでいくことを掲げています。
- 森里川海がひとつらなりになった豊かな自然環境、長い歴史の中で先人から継承されてきた文化・産業に加え、多様な関わり合いの中で培われた「ひとの力」など、小田原ならではの多様な地域資源を最大限に生かし、子供も大人も「社会力」を育んでいくことが、本市が目指す教育の姿です。
- 「新しい学校」は、本市の目指す教育の姿を体現する場として、全ての子供たちの可能性を引き出すことができるよう、多様な教育活動を支えることに加え、生涯にわたる「みんなの学びの場」として、学校に集う全ての人々が共に学び、育つことができ、自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力」を育む空間とします。
- 「新しい学校」は、地域における学びの拠点として、また学校と地域が支え合い協働していくための拠点として、持続可能な運営や仕組みも合わせ持つ施設となります。そのため、実現に向けたプロセスでは、各地域において、地域ごとの「新しい学校」の目指す姿やビジョンを共有し、考える機会が丁寧に設けられ、多様な主体による議論が展開されることが重要となります。

<小田原市が目指す教育と「新しい学校」のイメージ>



社会力を育むための
学びを実現する場

||
新しい学校



2. 「新しい学校」が目指す姿

- 児童生徒数の減少と小規模校化により、学級や集団編成の選択肢が限られ、子供同士の人間関係が固定化しやすい状況が生じています。これにより、多様な考え方や立場に触れながら学び合う機会が減少し、「社会力」や「関わる力」を育む日常的な経験を得ることが難しくなっています。
- 配置基準により教職員数が限られる小規模な学校では、一人の教職員が複数の校務を担う場面が増え、専門性を生かした役割分担やチームとしての対応がしにくくなります。その結果、教職員一人ひとりの負担が大きくなり、教育活動の充実に注力できる環境が作りにくくなっています。
- 支援を要する児童生徒が増加する中、学校ごとに個別支援員を十分に配置することが難しくなり、日常の学習や学校生活において、きめ細かな支援を行うことや支援の継続性・専門性の確保に課題が生じています。
- 多くの学校施設が同時期に老朽化している一方、改築や長寿命化改修には多くの時間と費用がかかり、児童生徒数が減少する中で、全てを同じ形で維持していくことは困難です。
- 学校を支える地域の担い手が減少する中、学区と自治会区域が必ずしも一致していないことから、学校との関わり方や役割分担に偏りが生じ、特定の地域や個人に負担が集中しやすくなっています。その結果、学校と地域が継続的に協力して子供を支える体制を安定して維持することが難しくなっています。
- これらの課題を解決し、本市の新しい学校が真の意味で「みんなの学びの場」となることを目指し、次の3つを基本的な考え方として定めます。

- ① 子供の育ちと学びを9年間で支えるため、小中一貫教育を全市的に導入します。
- ② 小中一貫教育の仕組みを安定して機能させるため、施設一体型の小中一貫校(併設型小中学校)を前提とした学校規模の適正化と学校配置の見直しを進め、持続可能な学校運営の体制を確立します。
- ③ 「地域の子供は地域で育てる」を基本に、通学区域と自治会(連合)区域の整合を図り、「学校と地域との共創」をハード・ソフトの両面から強化します。

- 人口減少が進む中であっても、子供たちが多様な他者と関わりながら学び、社会の中で生きていく力を育んでいくためには、一定の集団規模を確保した教育環境が必要です。
- 義務教育9年間をつながりある学びの期間として捉える、子供一人ひとりの成長を継続して見守ることで、一貫した指導と支援を積み重ねます。
- 学校規模の適正化により教職員が連携しやすい体制を整え、教育活動を個人の資質や努力に頼ることなく、チームとして安定して維持することで、教育の質の確保につながります。
- 支援を要する児童生徒に対しては、学校単位ではなく小中一貫教育グループとして支援体制を整え、一人ひとりの学習や学校生活を切れ目なく支え、誰一人取り残さない学びを実現します。
- 学校運営協議会を小中一貫教育グループとして再編することで、地域の担い手不足や役割分担の偏りに対応し、学校と地域が「新しい学校」の将来像を共有し、子供たちの学びと育ちをみんなで支える体制を整えていきます。

3. 小中一貫教育の導入

(1) 小中一貫教育の制度

- 文部科学省が定める小中一貫教育制度は、以下の2つに分けることができます。

義務教育学校	1人の校長の下で1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う。	
小中一貫型小中学校	組織上独立した小学校及び中学校（それぞれに校長、教職員集団が置かれる）が、義務教育学校に準じる形で一貫した教育を行う。	併設型小中学校：同一設置者
		連携型小中学校：異なる設置者 (例)小田原市と大井町

- いずれの制度においても施設形態の制約はなく、以下の3つが想定されます。

施設一体型	小学校と中学校が1つの敷地に一体で設置されている。
施設隣接型	小学校と中学校が隣接する場所に設置されている。
施設分離型	小学校と中学校が離れた場所に設置されている。

- 本市では、全ての市立学校において、小中一貫教育を着実に導入・定着させることを目指し、まずは「小中一貫型小中学校(併設型小中学校)」を導入し、現在の小中学校の組織を生かしつつ、9年間一貫した教育課程の編成や学校・地域の特色を生かした教育活動を推進します。
- 施設については、学校配置の見直しに合わせて、「施設一体型」または「施設隣接型」での整備を進め、物理的に小中学校間の距離を近づけることにより、小中の連携強化を図るとともに、整備費、運営費の縮減にもつなげます。
- これらを通して、小中一貫型小・中学校としての教育活動を実効性のあるものとして推進し、将来的には義務教育学校への移行も念頭に取り組みます。

(2) 小田原市における小中一貫教育の特色

- 本市の小中一貫教育の特色として、以下の5つの取組を想定しています。今後、具体的な方針や教育課程については、研究・検討を進めていきます。

① 教科専門性を生かした乗入れ授業

中学校の専科教員が5～6年生の授業を行ったり、小中学校の教職員が共同で指導に当たったり(チーム・ティーチング)することで、専門的な視点や知識に基づいた質の高い授業や活動を提供し、特に小学校高学年における学習内容の深化を促します。

② 地域の伝統文化を学ぶ体験プログラムや地域行事への積極的な参加

地域に根ざした行事や伝統文化を子供たちが体験できるプログラムを展開し、郷土の歴史や文化を学び、地域への愛着を育てます。また、地域行事への参加などを通して、世代間交流の場を創出します。

③ 「地域を学ぶ」独自教科の導入

9年間を通して、地域資源や地域文化に触れ、地域住民や地元企業などと協働して地域の課題解決につながる探究学習を進めることを目指す独自教科を導入し、地域とつながりながら、主体的に学ぶ姿勢を育みます。

④ 放課後の学びの場や「居場所」の充実

放課後や夏休みなどを活用し、子供たちが気軽に通える学びの場や安心して過ごせる「居場所」を提供します。校内の地域利用エリアや校内支援室などを活用し、学習支援や体験活動を行い、つまずきを抱える子供たちが気軽に支援を受けられる環境を整備します。

また、地域のボランティアや専門家の協力を得て、学びや体験の幅を広げるとともに、子供たちの精神的な安心感を育みます。

⑤ 学校と地域が連携した「学びの場」の充実

学校運営協議会を通じて地域住民が教育活動に参画する仕組みをつくり、学校や地域の課題を共有して解決を図ります。また、親子で学びに取り組むイベントや地域学習サークルの活動や発表を定期的に行い、生涯学習の場としていきます。

＜小中一貫教育のカリキュラムイメージ＞

前期(基礎・基本の習得期)				中期(学びの活用・充実期)			後期(進路実現期)	
小 1	2	3	4	5	6	中 1	2	3
繰返し指導による学習と生活の 基礎・基本の習得				きめ細かな指導による知識の 活用と充実			主体的な学習によ る進路の実現	
学級担任制				学級担任制 一部教科担任制			教科担任制	
英語体験の充実		音声重視の学習		コミュニケーションの育成			応用力の育成	
地域資源を活用した体験・調べもの学習 (地域の行事参加、農業体験など)				教科横断的な探究・地域課題解決に資するプロジェ クト学習(小田原版 STEAM 教育など)				

4. インクルーシブ教育の充実

- 小中一貫教育の導入と学校規模の適正化とともに、インクルーシブ教育の充実に向けた以下の取組を行い、全ての子供が安心して学び続けることができる環境づくりを進めます。

① 特別支援学級と通級指導教室の全校設置

「地域の子供は地域で育てる」という考えのもと、全ての学校に、特別支援学級を設置し、子供の多様なニーズに寄り添いながら、9 年間にわたる一貫した支援を行い、成長を見守ります。また、通級指導教室についても、拠点校からの巡回方式の導入等により、全ての学校での開設を目指します。

② インクルーシブな教育活動の充実

インクルーシブ教育の理念を大切にし、多様な子供たちが同じ場で共に学ぶことを通して、「関わる力」を身につけ、互いの存在を大切にする心を育みます。

③ 校内支援室の全校設置

子供たちの「居場所」として、校内支援室を全ての学校に設置し、一人ひとりに寄り添った適切なサポートを提供します。

5. 学校と地域との共創

- 新しい学校が、これまで以上に地域に開かれ、「学校と地域との共創拠点」、「地域における学びの拠点」となるよう、以下の取組を通して、学校と地域との関係がより充実するような仕組みや施設づくりを進めていきます。

①「地域で子供を育てる」基盤づくり

学区と自治会区域を整合させ、小中一貫教育グループ単位で学校運営協議会を再編することで、学校を軸とした教育活動や地域活動を円滑に行い、地域全体で子供たちの成長を支えるための基盤を整備します。

②「地域を学ぶ」独自教科の導入

9年間を通して、地域資源や地域の文化に触れ、地域住民や地元企業などと協働して地域の課題解決につながる探究学習を進めることを目指す独自教科を導入し、学校を中心とした「共創」による学びのネットワークを構築します。

③地域の活動を支える「共創の場」を整備

学校内に地域利用エリアを整備し、放課後活動エリアや体育館などを近接に配置することで、地域の日常的な活動を支える「共創の場」とするとともに、多機能かつ強靱な避難所機能を持たせます。

6. 「新しい学校」のイメージ

<1年の流れ(春)>

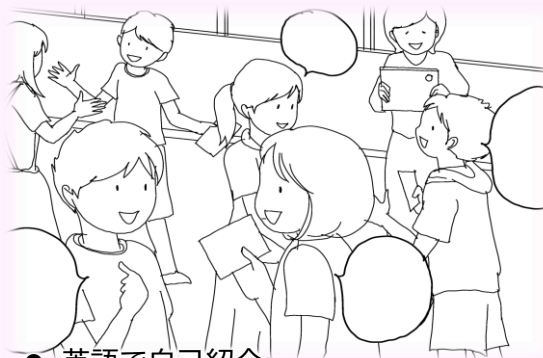
春



- 学年を超えたグループ対抗でゲームを実施



- 日常的に異学年交流が行われている



- 英語で自己紹介



- 地域の介護施設でボランティア活動



<1年の流れ(夏)>

夏



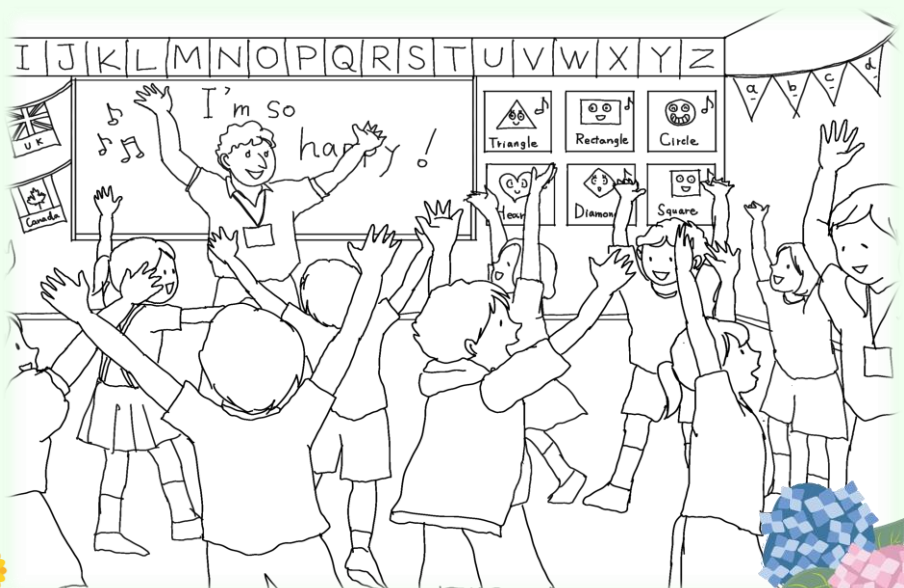
- 小田原の名産品をPRするアイデアを考える



- 梅干しの加工体験



- 地域のお祭りに子供たちが参加



- 日常的に異学年交流が行われている

<1年の流れ(秋)>

秋



- 交流授業(スポーツ・レクリエーション)



- 地域の農家でレモン収穫体験



- みんなでハロウィンパーティー



- 寿獅子舞の体験



- 英語のスピーチコンテスト



<1年の流れ(冬)>

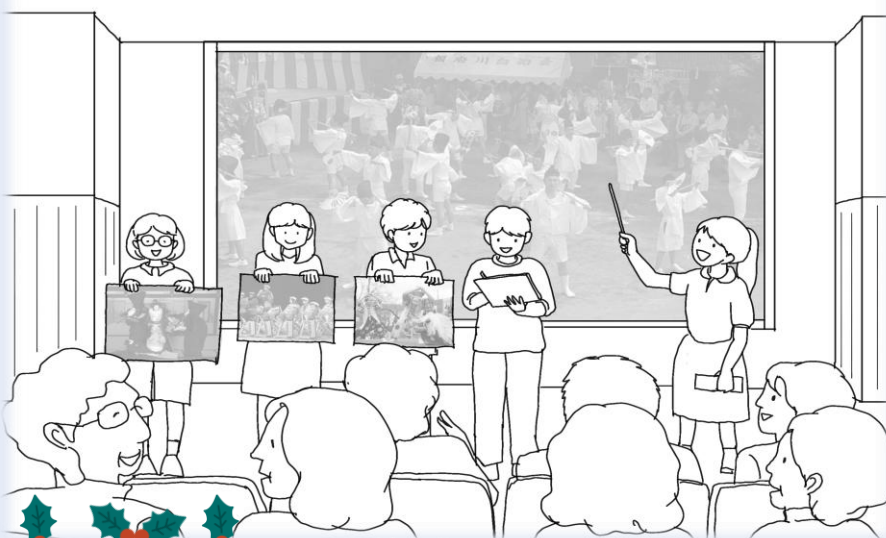
冬



- 地域をテーマにした研究発表に取り組む



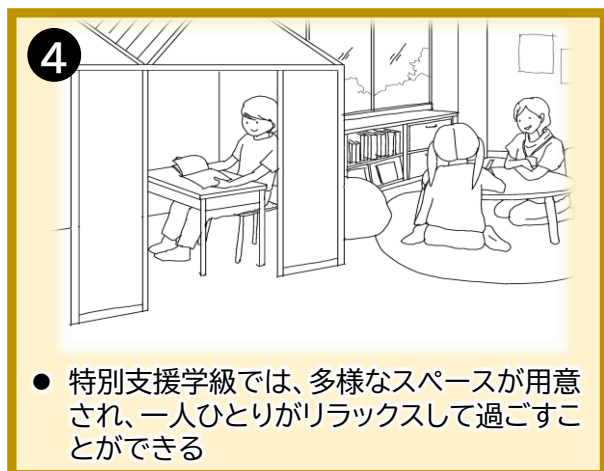
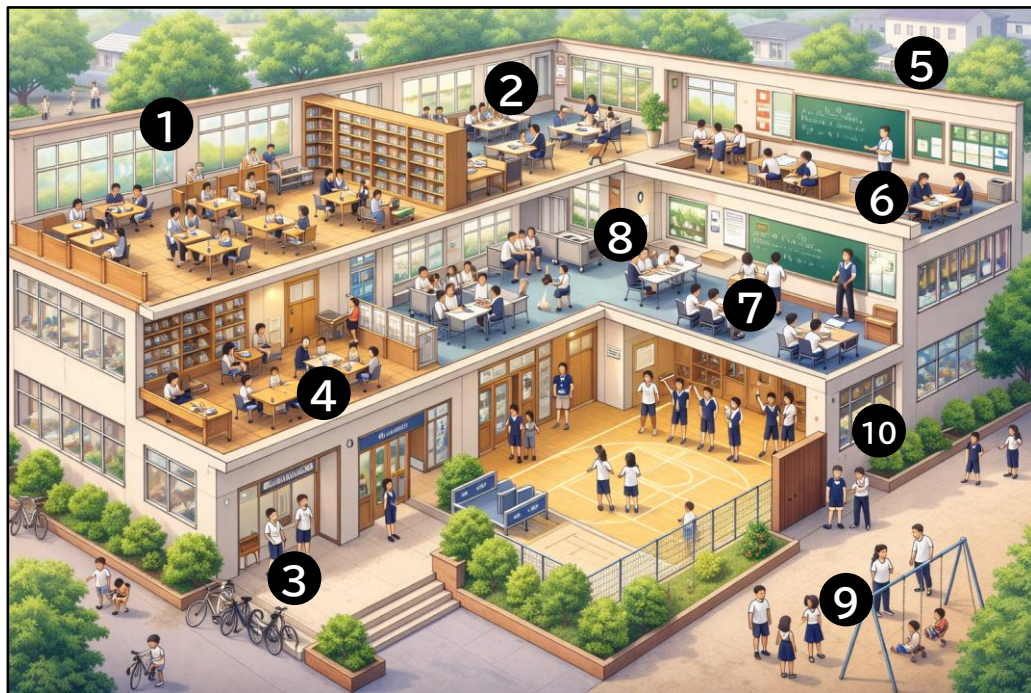
- 研究成果を後輩たちに伝える



- 伝統文化についての授業



<学校の状況>

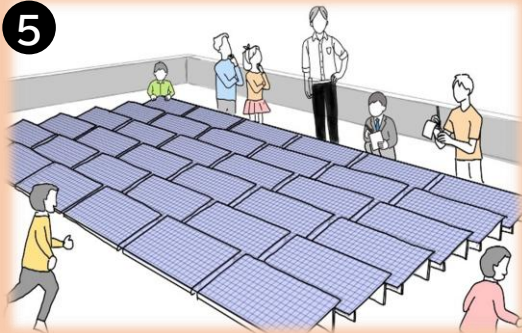


施設の属性

ソフト

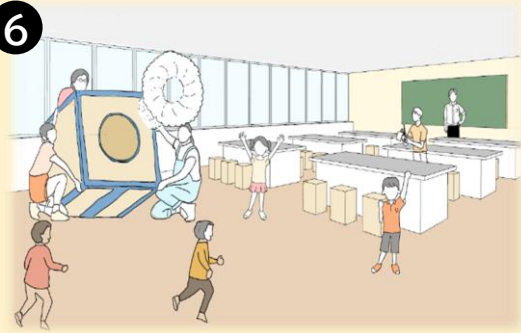
ハード

5



- 太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用し、ZEB化を進める

6



- 実験・実習を行う活動エリアと座学エリアを分けた特別教室

7



- 教室とオープンスペースをつなげて拡張し、多様な学びのスタイルに対応

8



- エレベーターの設置をはじめ、バリアフリー化を進める

9



- 校内や校庭に子供たちの居場所となるような空間を多く配置し、好きな場所で思い思いの時間を過ごすことができるように

10



- 職員室近くに設ける相談コーナー

<1日の流れ>

朝

昼間

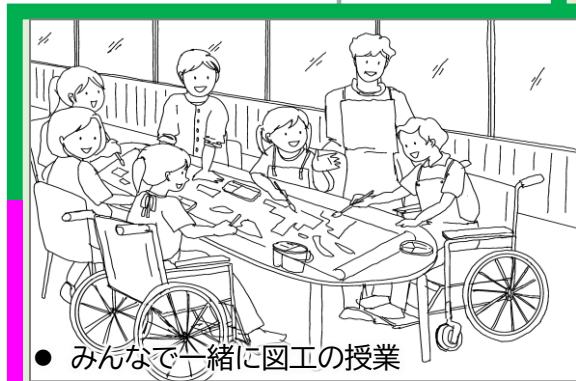
学校生活（校内）



- ALTによる英語の授業



- 体育の授業でタブレットを活用



- みんなで一緒に図工の授業



- 一人ひとりに合わせた指導

地域・放課後活動（校外）



- 敷地の周りは道路とひと続きのスペースとなり、朝は地域の人の憩いの場になっている



- 学校を飛び出し、漁港で漁師の方にインタビュー

利用する属性

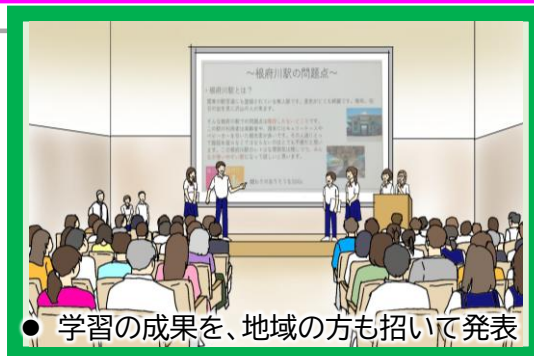
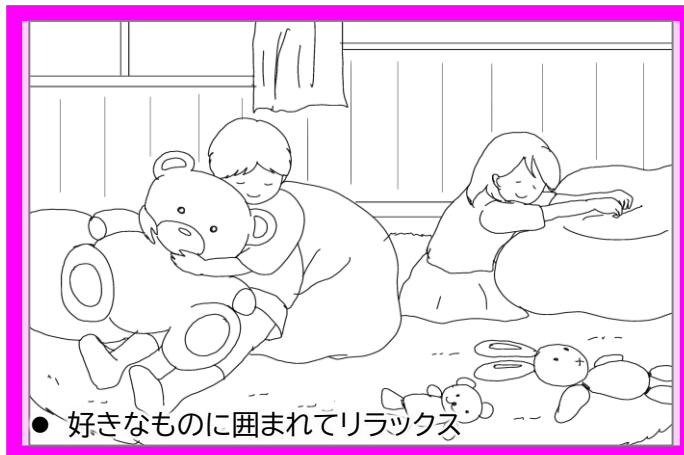
小・中

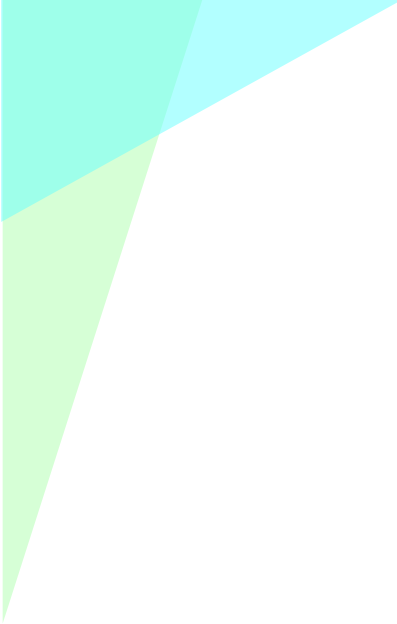
インクルーシブ

地域

昼間

放課後





第4章 学校配置案の検討

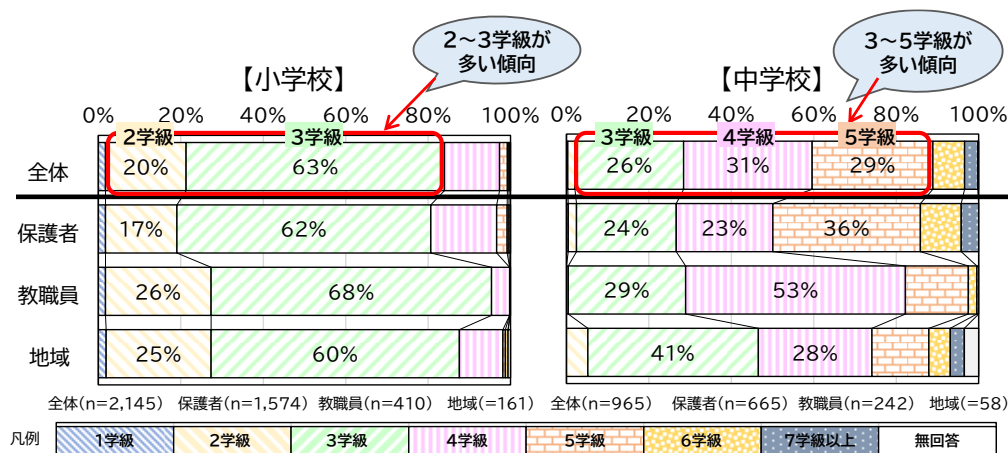
1. 学校規模の適正化

- 基本方針の策定にあたり、令和4年度(2022年度)に保護者、教職員、地域関係者を対象とした、本市の教育環境に関するアンケートを実施しました。その結果や検討委員会での議論、文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」等を踏まえ、学校規模のメリット・デメリットを下の表のとおり整理しました。

	メリット	デメリット
小規模校 (過小規模校含む) 小 11 学級以下 中 8 学級以下	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人ひとり状況を把握しやすく、個に応じた指導が行いやすい 学年を越えた関わりが生まれやすく、異年齢交流が促進されやすい 家庭・地域との距離が近く、地域と連携した教育活動を展開しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 学級数が少なく、集団編成の選択肢が限定的となる(単級の場合はクラス替えができない) 児童生徒間の人間関係が固定化しやすく、多様な価値観に触れる機会が限られる 教職員の配置人数が少なく、専門性を生かした役割分担やチーム指導が困難 校務分掌が過重化し、教職員の負担増大につながりやすい 支援を要する児童生徒への継続的・専門的な支援体制を構築しにくい
標準規模校 小 12～18 学級 中 9～18 学級	<ul style="list-style-type: none"> 学級・集団編成に柔軟性があり、多様な人間関係の中で学ぶ環境を確保しやすい 教職員が一定数確保され、教科担任制や分業体制、チームとしての指導が機能しやすい 特別支援教育や生徒指導等において、複数教職員による組織的対応が可能 ・学校行事や部活動等を通じて、社会性や協働性を育む機会を安定的に提供できる 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の通学距離・通学時間が生じる場合がある 校内調整や意思決定に、一定のマネジメント力が求められる

大規模校 小 25 学級以上 中 25 学級以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級数・教職員数が多く、多様な学習集団・選択的な学びを構成しやすい ・ 教職員の専門性を生かした分担・連携体制が構築しやすい ・ 支援体制・人的資源を集約し、専門的支援や相談体制を充実させやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒数が多く、一人ひとりへのきめ細かな関わりが希薄化する可能性がある ・ 学校規模が大きくなることで、人間関係が表層的になりやすい ・ 学校運営・児童生徒指導が複雑化し、組織的統制や合意形成に負荷がかかる
--------------------------------	---	--

<1学年あたりの望ましい学級数>



(自由意見より抜粋)

- ・ 同じメンバーで6年間固定すると、苦手な子がいた場合に辛いそうです。
- ・ 学級数でなく、学級あたりの人数が重要だと思います。
- ・ 単級だからこそその魅力もあるが、学級内での役割が子供自身の中で固定しがちなことは課題だと思います。
- ・ 学年の人数がそこそこいて、学習する集団は少人数が理想です。
- ・ どの学校も人手不足が深刻という話を聞く。採用を増やすことが無理なら、学校の統合を考えるべきではないか。大規模校がいいとばかりは言えないが、「クラス替えができる程度の人数」が適正なのではないか。

出典：基本方針（令和5年（2023年）12月）より抜粋

- 小規模校には、一人ひとりに目が届きやすいことや、地域と近い関係を築きやすいといった良さがあります。一方で、複数学級を確保することで、子供同士が多様な人間関係の中で学び合える環境を安定して整えることも大切です。
- これまでの学校教育は、教職員一人ひとりの熱意や努力によって支えられてきましたが、個人の力量や努力に依存した体制には限界があります。一定数の教職員を配置することで、専門性を生かした役割分担や、複数の教職員が連携して対応する指導・支援体制を構築し、教育活動の質を持続的に高めていくことが求められています。
- また、学校と地域のつながりを大切にしながらも、特定の地域や一部の人に負担が集中しないようにすることが重要です。学校運営・地域運営を無理なく続けていくためには、それぞれが組織として支え合える体制が求められます。
- 「新しい学校」の目指す姿を実現し、より良い教育環境や教育活動を将来的にも継続して提供していくためには、学校を支える人や仕組みが無理なく機能する規模を確保することが必要であることから、「学校規模の適正化」と第3章で示した「小中一貫教育の導入」とを組み合わせ、地域の学校配置の将来像を整理しました。

2. 検討の前提条件

【地域割りの考え方】

- 配置案を検討するにあたっての地域割りについては、以下の考え方に基づき、4つの地域を設定しました。

- 中学校区単位を基本とし、小中学校区一体で検討する。
- 分散進学に該当する小学校を有する中学校区は、隣接する中学校区もあわせて検討対象とする。
- 1つの自治会(連合)区域が複数の中学校区にまたがっている中学校区については、該当する中学校区一体で検討する。

地域名	対象小学校	対象中学校	都市計画区域
中央・片浦	三の丸小、新玉小、足柄小、 芦子小、山王小、町田小、 久野小、大窪小、早川小、 片浦小	城山中、白鷗中、 白山中、城南中	中央地域 片浦地域
富水・桜井	富水小、桜井小、東富水小、 報徳小	泉中、城北中	富水・桜井地域
川東	下府中小、酒匂小、千代小、 国府津小、下曽我小、曽我小、 矢作小、豊川小、富士見小	鴨宮中、千代中、 国府津中、酒匂中	川東北部地域 川東南部地域
橘	前羽小、下中小	橘中	橘地域

【前提条件】

- また、配置案を検討するにあたっての前提条件として、以下の4つを定めました。

- (1)学校規模
 - (2)ハザードの解消
 - (3)小中一貫教育の導入
 - (4)通学距離・通学時間
 - (5)通学区域と自治会区域の整合

(1)学校規模

- 基本方針では、検討委員会での議論やアンケートの結果を勘案し、小学校は2～3学級、中学校は3～4学級が望ましいとしていることから、前提条件としての学校規模は以下のとおりとします。

	1学年あたりの通常の学級数	学校規模
小学校	2～3学級	12～18 学級
中学校	3～4学級	9～12 学級

1学級あたりの人数

文部科学省「教師を取り巻く環境整備に関する合意」より、令和8年度から中学校 35 人学級への定数改善を行うことが合意されているため、将来推計における通常の学級の児童生徒数は、小・中学校ともに1学級あたり 35 人として算出しています。

小規模特認校

検討にあたっては、既設校も含め、小規模特認校の設置は考慮しません。

(2)ハザードの解消

- 児童生徒の生命を守ることを最優先に、現在、津波災害区域、洪水浸水想定区域(河岸浸食・河岸浸水)に位置する学校については、現地での改築・長寿命化改修は想定しないものとします。

【対象校(令和6年3月時点)】

	津波災害区域	洪水浸水想定区域 (河川浸食)	洪水浸水想定区域 (河岸浸水)
小学校	山王小	早川小	矢作小 (3.0~5.0m 未満)
		足柄小	
中学校	白鷗中	-	-
	酒匂中		

(3)小中一貫教育の導入

- 第3章3(P*)に示したとおり、全ての市立学校について、「小中一貫型小中学校(併設型小中学校)」を導入するとともに、学校配置の見直しに合わせて、「施設一体型」または「施設隣接型」での施設整備を進めます。

(4)通学距離・通学時間

- 国では、公立小中学校の通学距離の基準を、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内、通学時間はおおむね1時間以内、としています。
- 本市の通学距離・通学時間の現状は、下表のとおりとなっています。

<令和7年度在籍児童生徒の通学距離・時間の平均値と中央値>

	小学校		中学校	
	通学距離	通学時間	通学距離	通学時間
平均値	1.6km	24 分	2.5km	37 分
中央値	1.5km	22 分	2.1km	31 分

- こうした現状を踏まえ、通学距離については小学校でおおむね2km、中学校でおおむね4km以内を目安に通学区域を設定します。
- ただし、住所に基づく就学指定校に対して、目安を越えた通学距離となる児童生徒については、より近い学校への指定変更や自転車(中学校のみ)・公共交通機関(電車・バス等)のさらなる活用、遠距離通学費補助の拡充等、様々な負担軽減策について、地域ごとの実情やニーズを踏まえて検討・実施するものとします。
- 通学区域の検討・設定にあたっては、通学時の安全性確保の観点から、国道、県道等及び大規模河川の横断等に配慮します。

(5)通学区域と自治会区域の整合

- 第3章5(P*)に示したとおり、学校配置の見直しに合わせて、通学区域と自治会区域を整合させ、小中一貫教育グループ単位で学校運営協議会を再編することで、学校を軸とした教育活動や地域活動を円滑に行い、地域全体で子供たちの成長を支えるための基盤を整備します。

地域	中学校区	小学校区	自治会			
中央・片浦	城山中	三の丸小	緑	幸	十字	万年
		片浦小	片浦			
	白鷗中	新玉小	新玉	万年	足柄	山王網一色
		町田小	足柄	二川		
		山王小	山王網一色	足柄		
	白山中	足柄小	二川	久野		
		芦子小	芦子	久野		
		久野小	久野			
	城南中	大窪小	大窪			
		早川小	早川			
富水・桜井	泉中	富水小	富水	東富水		
		東富水小	東富水			
	城北中	報徳小	富水	東富水	桜井	
		桜井小	桜井			
川東	千代中	千代小	上府中			
		曾我小	曾我			
		下曾我小	下曾我			
		豊川小	豊川			
	鴨宮中	下府中小	下府中	国府津		
		矢作小	下府中	豊川		
	酒匂中	酒匂小	酒匂・小八幡			
		富士見小	富士見	酒匂・小八幡		
	国府津中	国府津小	国府津			
橘	橘中	下中小	下中			
		前羽小	前羽			

網掛け：学区と自治会区域が完全に一致している小学校

3. 地域別の学校配置案

(1) 推計に基づいた将来予測

- 以下の表は、現状の学校数を維持した場合の通常の学級数の推計や、前提条件に基づく各校の状況をまとめたものです。
- 年数の経過に従い各校の通常の学級数は減少し、小規模校は増加していく見通しです。

<各校の学級数推計と状況まとめ>

地域	学校名	学級数推計					ハザードの 解消	自治会の 不整合	老朽化状況		備考
		現在 (2025)	10年後 (2035)	20年後 (2045)	30年後 (2055)	40年後 (2065)			建築年度 (西暦)	築年数	
中央・片浦	城山中	10	8	6	6	6	●	●	1970	55	敷地の一部がレッドゾーン
	三の丸小	19	12	12	12	12		●	1995	30	
	片浦小	6	6	6	6	6	●		1982	43	敷地の一部がレッドゾーン 学校から一番遠い通学距離が3.3km ※現在、小規模特認校
	城南中	6	3	3	3	3	●		1962	63	敷地の一部がレッドゾーン
	大窪小	6	6	6	6	6	●		1993	32	敷地の一部がイエローゾーン 学校から一番遠い通学距離が2.6km
	早川小	6	6	6	6	6	●		1963	62	河川浸食区域 学校から一番遠い通学距離が2.5km
	白鷗中	8	6	6	6	6	●	●	1960	65	津波災害区域
	新玉小	6	6	6	6	6		●	1964	61	城山中・白鷗中に分散進学
	山王小	6	6	6	6	6	●	●	1969	56	津波災害区域
	町田小	11	6	6	6	6		●	1966	59	
	白山中	14	13	12	12	9		●	1956	69	学校から一番遠い通学距離が4.5km
	足柄小	13	11	12	9	6	●	●	1972	53	河川浸食区域
	芦子小	14	12	12	12	12		●	1968	57	城山中・白山中に分散進学 学校から一番遠い通学距離が3.5km
	久野小	12	6	6	6	6		●	1972	53	学校から一番遠い通学距離が5.5km
富水・桜井	泉中	13	12	12	10	9		●	1966	59	
	富水小	17	17	14	12	12		●	1965	60	
	東富水小	13	11	12	12	8		●	1969	56	
	城北中	12	11	9	9	8		●	1974	51	
	桜井小	13	12	12	12	7		●	1966	59	
	報徳小	12	8	6	6	6		●	1976	49	
川東	千代中	15	13	9	9	9		●	1978	47	
	千代小	18	12	12	12	12			1969	56	
	下曽我小	6	6	6	6	6			1989	36	
	曽我小	6	6	6	6	6			1974	51	
	豊川小	16	12	12	12	12		●	1982	43	鴨宮中・千代中に分散進学
	鴨宮中	15	13	12	12	11		●	1960	65	
	下府中小	12	11	11	6	6		●	1978	47	
	矢作小	17	12	12	12	12	●	●	1972	53	河川浸水区域 学校から一番遠い通学距離が2.3km
	酒匂中	10	11	9	9	9	●	●	1982	43	津波災害区域
	酒匂小	12	6	7	6	6		●	1972	53	
	富士見小	14	12	12	12	12		●	1984	41	
	国府津中	8	6	6	6	6		●	1980	45	
	国府津小	15	12	12	12	8		●	1969	56	学校から一番遠い通学距離が2.1km
橘	橘中	6	4	6	6	3	●		1966	59	敷地の一部がイエローゾーン
	前羽小	6	6	6	6	6			1986	39	
	下中小	9	6	6	6	6			1981	44	

(2)前提条件を踏まえた学校配置案

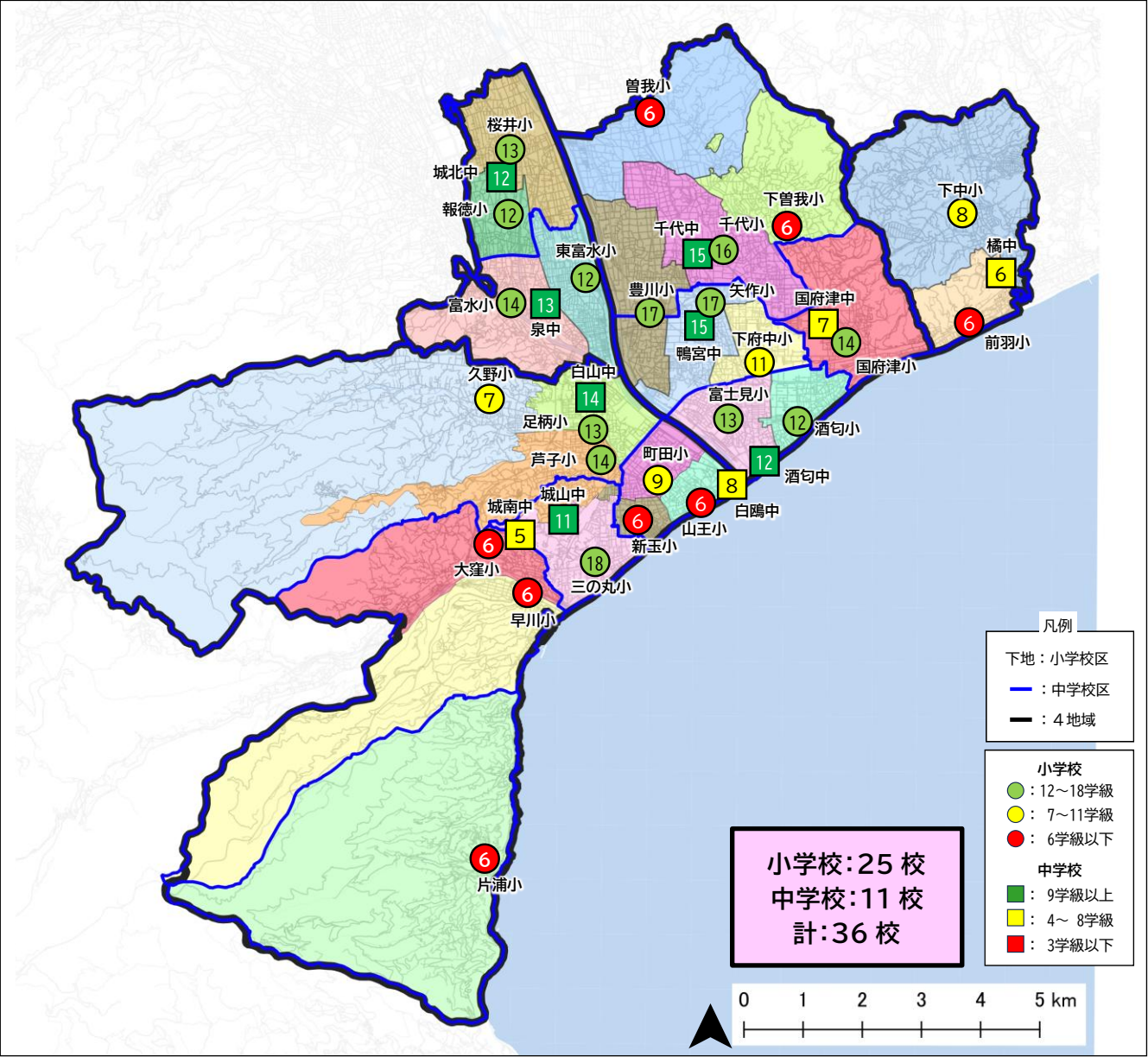
- ・ 児童生徒数・学級数推計と本章2(P33～35)で示した前提条件をもとに、学校配置案を検討・整理しました。
- ・ 検討にあたっては、前提条件のほかに、以下の点も考慮しています。

- 配置案における学校用地については、新たな用地取得を想定しない。
- 児童生徒数推計において、1学級当たりの上限値(35の倍数)より+5人まで多い学級は、「-1学級」の補正を行っている。
- 例1:1学級39人⇒35人に補正→1学級
- 例2:1学級74人⇒70人に補正→2学級
- 特別支援学級の児童生徒数は、①～③の考え方に基き算出する。
- 令和7年度の小・中学校それぞれの児童生徒数総計に含まれる特別支援学級の児童生徒数の割合を算出
- 算出した割合(小:7.6%、中:5.6%)を、令和8年度以降の推計値に乗じて特別支援学級の児童生徒数を算出
- ③②で算出した人数を各学年数(小:6学年、中:3学年)で除して(切上げ)、令和8年度以降の各学年推計値から差し引いて、特別支援を含まない児童生徒数の推計値を算出

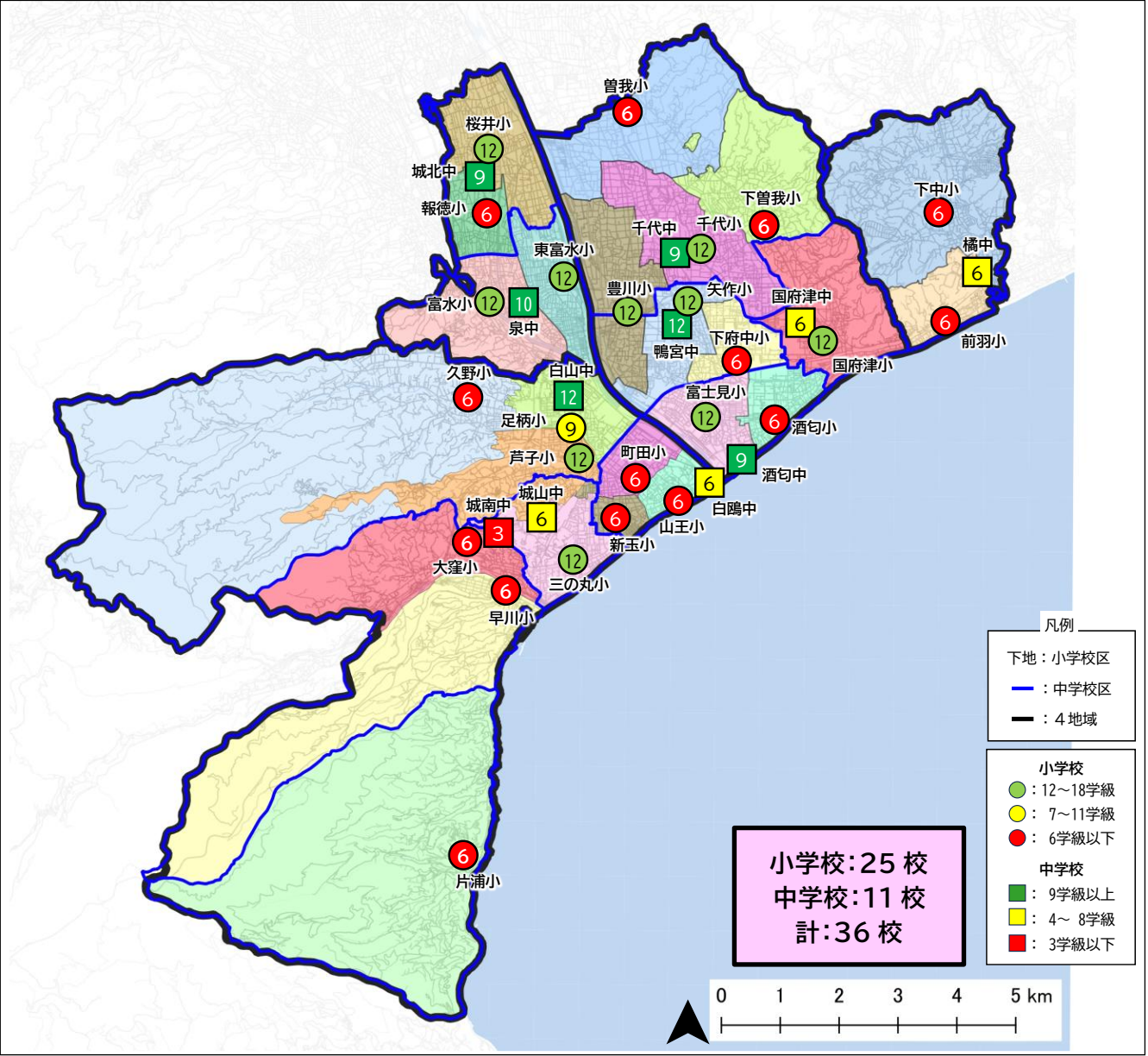
<配置案の概要>

地域	再編後の学校	設置場所	再編校	再編年度	再編後の学級数	30年後の学級数	整備時期	自治会連合会
中央・片浦	小中一貫校①(旧城山中)	城山中	城山中、三の丸小、芦子小、片浦小	2044年度	中:8学級 小:18学級	中:8学級 小:17学級	2039～2044年度	緑、幸、十字、万年、芦子
	小中一貫校②(旧大窪小)	大窪小	城南中、大窪小、早川小	2031年度	中:4学級 小:6学級	中:4学級 小:6学級	2027～2031年度	大窪、早川
	小中一貫校③(旧町田小)	町田小	白鷗中、町田小、山王小、新玉小	2038年度	中:6学級 小:14学級	中:6学級 小:12学級	2033～2038年度	新玉、足柄、山王網一色
	小中一貫校④(旧白山中)	白山中	白山中、久野小、足柄小	2040年度	中:9学級 小:17学級	中:8学級 小:15学級	中:2027～2032年度 小:2037～2040年度	二川、久野
富水・桜井	小中一貫校⑤(旧泉中)	泉中	泉中、富水小、東富水小	2040年度	中:13学級 小:27学級	中:11学級 小:21学級	中:2029～2034年度 小:2037～2040年度	富水、東富水
	小中一貫校⑥(旧城北中)	城北中	城北中、桜井小、報徳小	2038年度	中:7学級 小:12学級	中:6学級 小:11学級	2033～2038年度	桜井
川東	小中一貫校⑦(旧千代中)	千代中	千代中の一部、千代小、曾我小、下曾我小	2040年度	中:7学級 小:14学級	中:7学級 小:13学級	2035～2040年度	上府中、曾我、下曾我
	小中一貫校⑧(旧豊川小)	豊川小	豊川小、千代中の一部、鴨宮中の一部	2031年度	中:8学級 小:12学級	中:6学級 小:12学級	2027～2031年度	豊川
	小中一貫校⑨(旧鴨宮中)	鴨宮中	鴨宮中の一部、矢作小	2034年度	中:9学級 小:16学級	中:7学級 小:14学級	2029～2034年度	下府中
	小中一貫校⑩(旧国府津小)	国府津小	国府津中、国府津小、下府中小	2044年度	中:6学級 小:11学級	中:6学級 小:10学級	2039～2044年度	国府津
	小中一貫校⑪(旧富士見小)	富士見小	酒匂中、酒匂小、富士見小	2035年度	中:10学級 小:18学級	中:9学級 小:14学級	2034～2035年度	富士見、酒匂・小八幡
橘	小中一貫校⑫(旧下中小)	下中小	橘中、下中小、前羽小	2035年度	中:3学級 小:8学級	中:4学級 小:8学級	2031～2035年度	下中、前羽

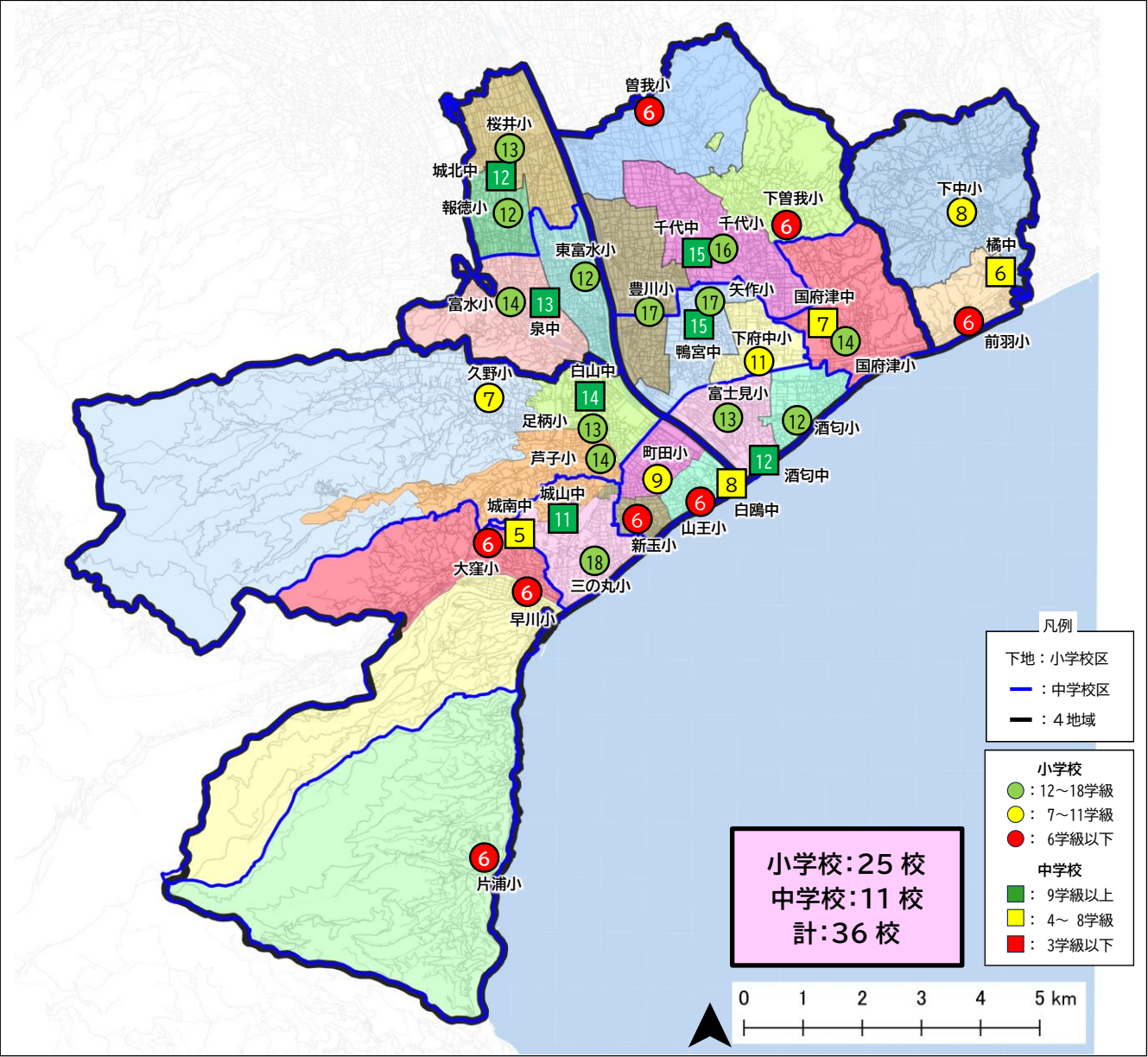
<現在(現状維持)>



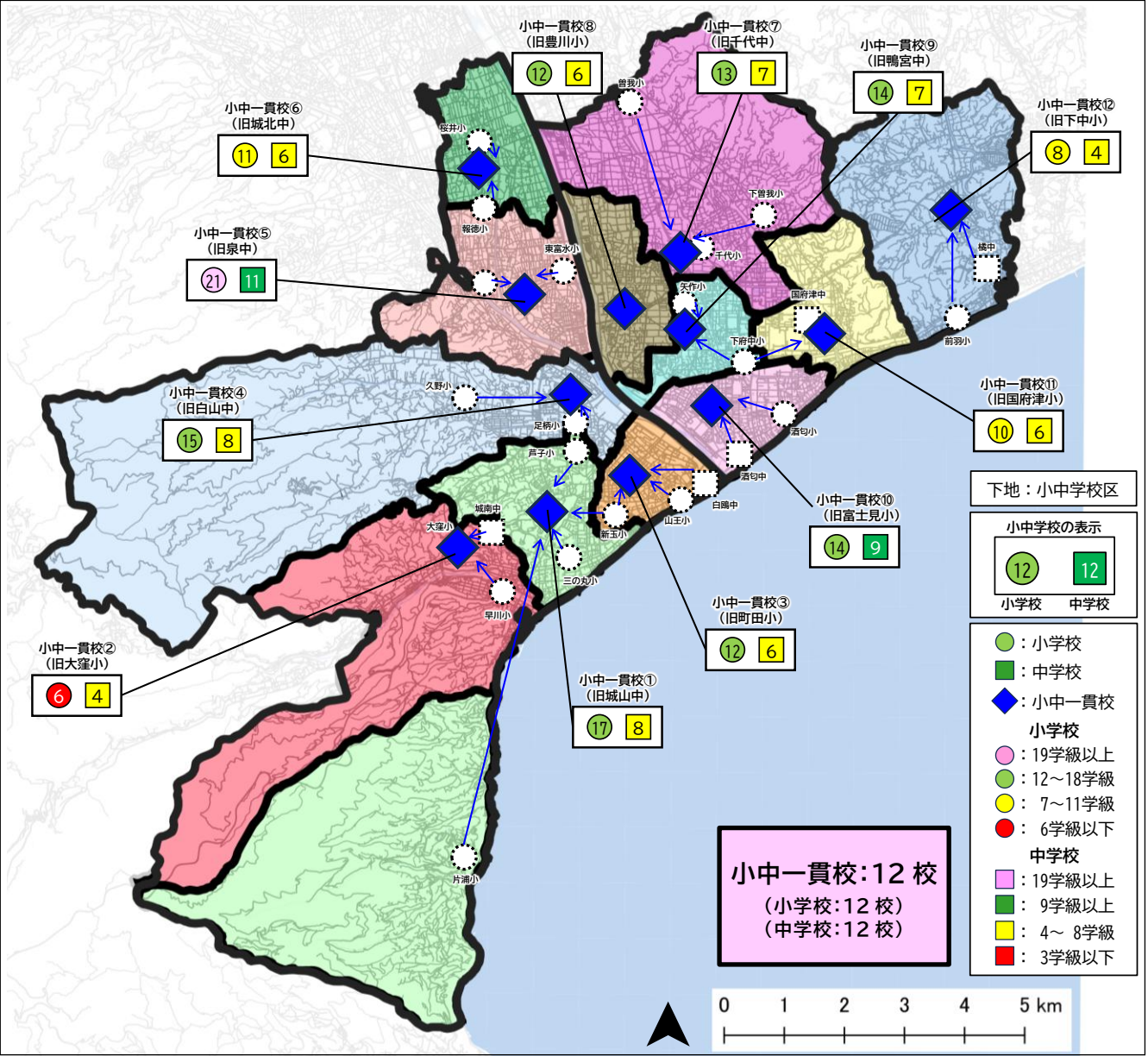
<現状維持した場合の30年後>



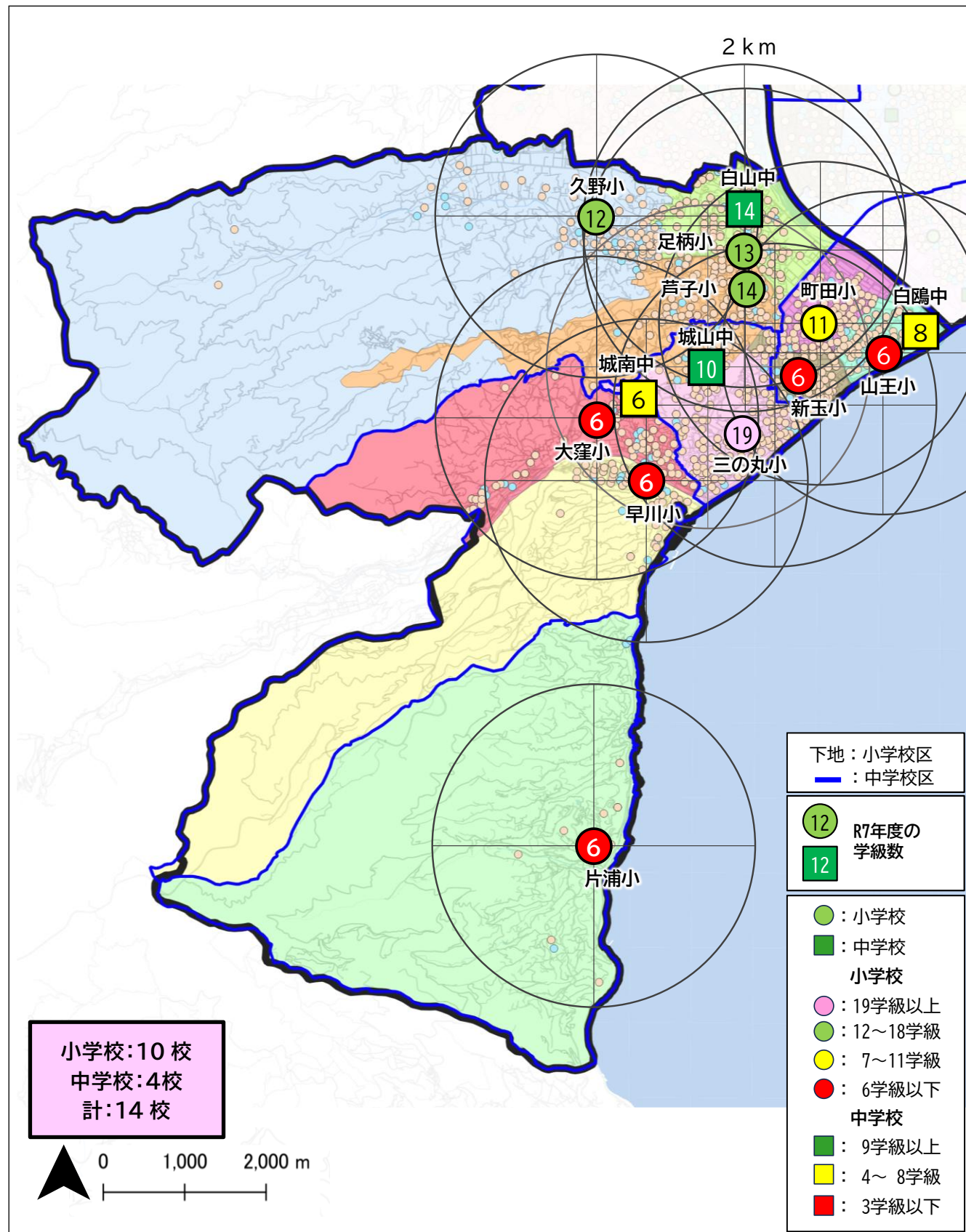
<現在(現状維持)>



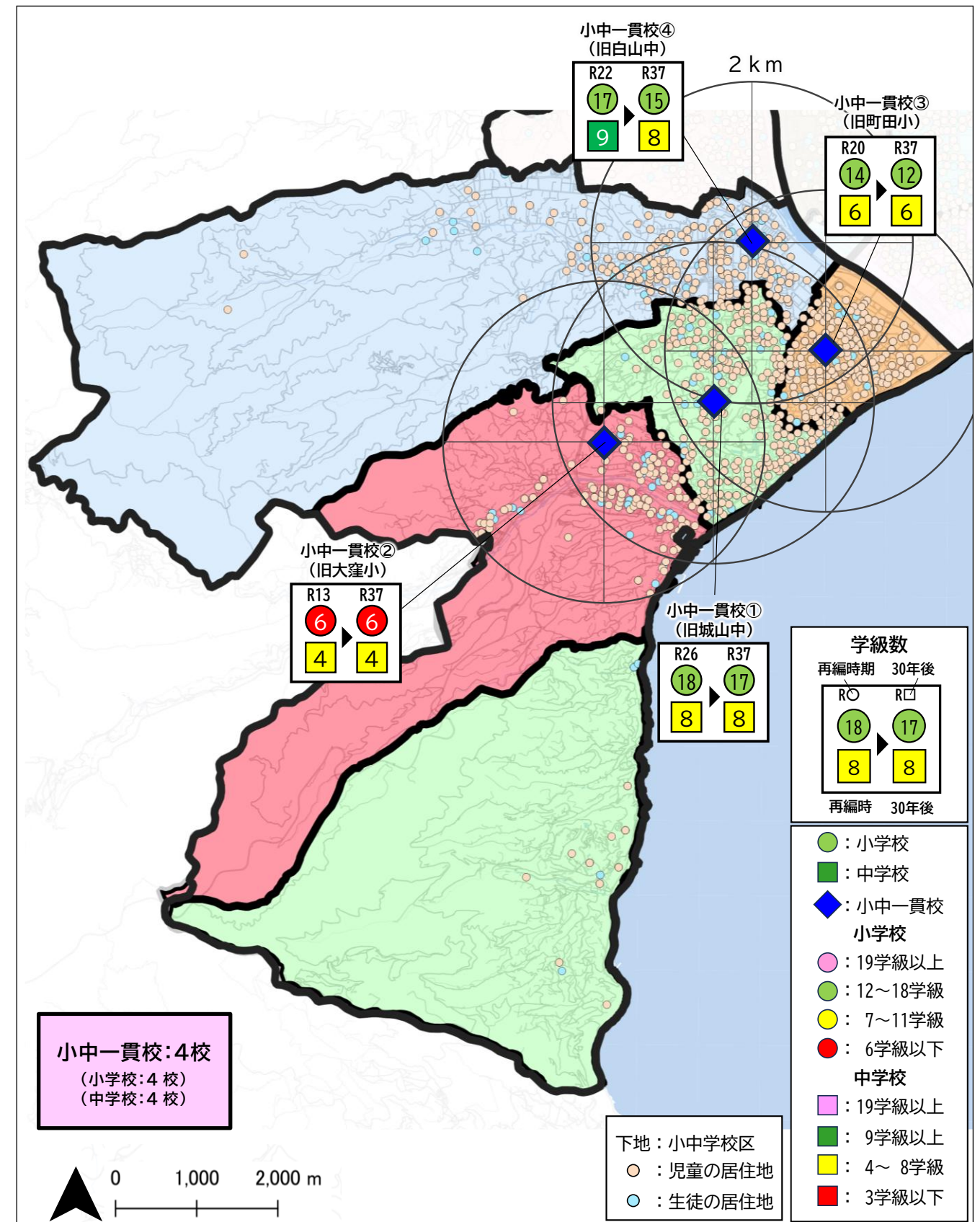
<現状維持した場合の30年後>



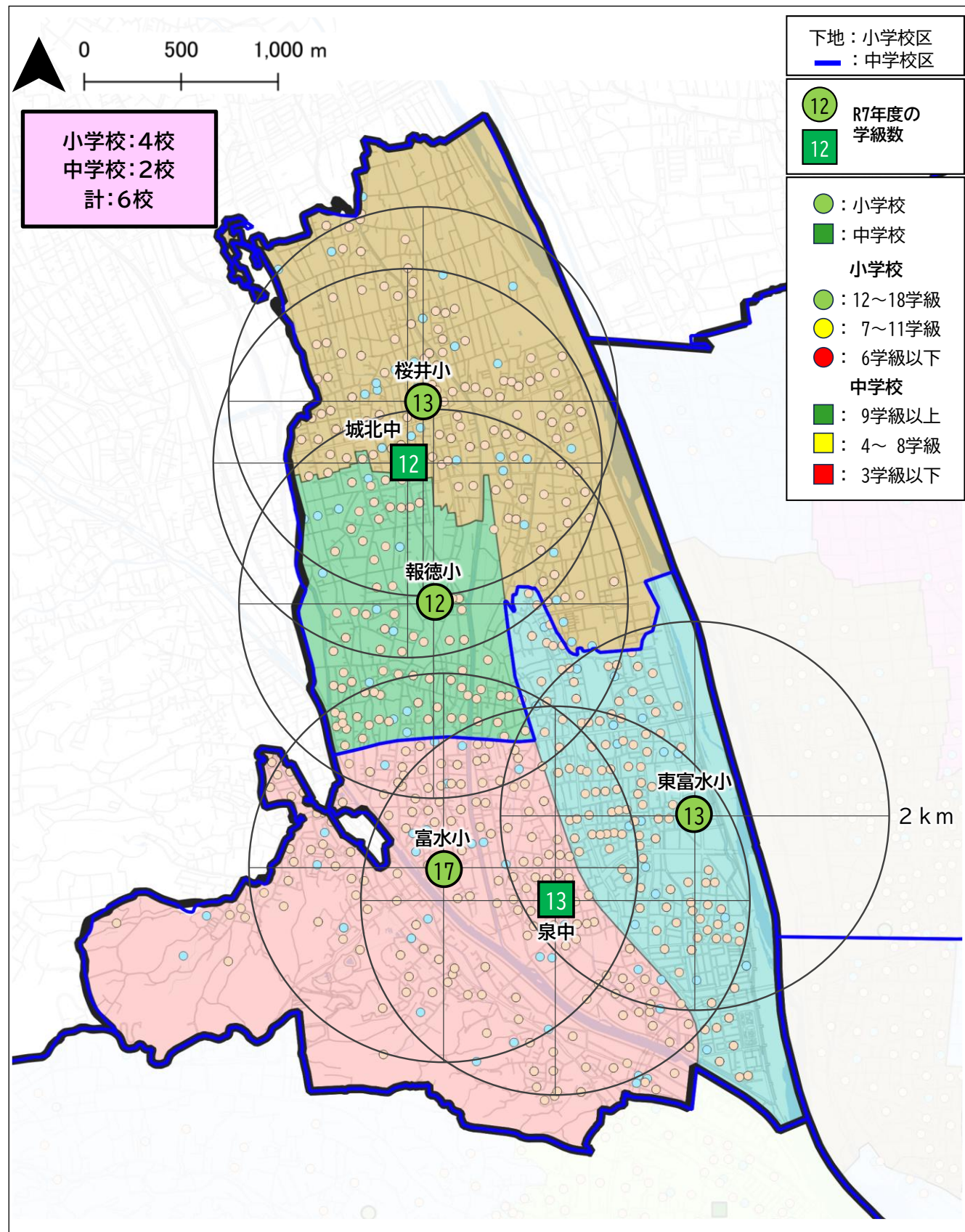
<地域別の現状(中央・片浦地域)>



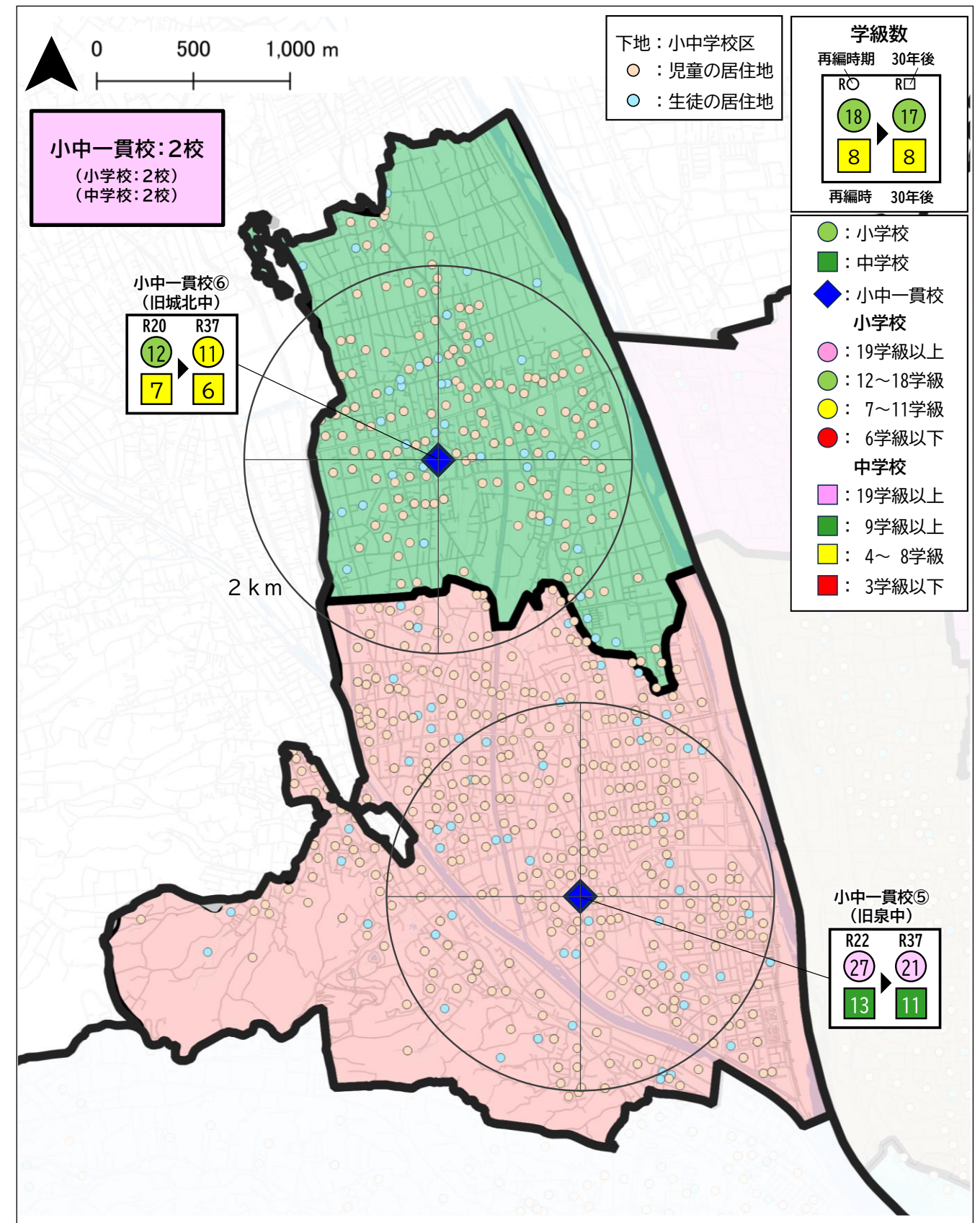
<30年後の配置案(中央・片浦地域)>



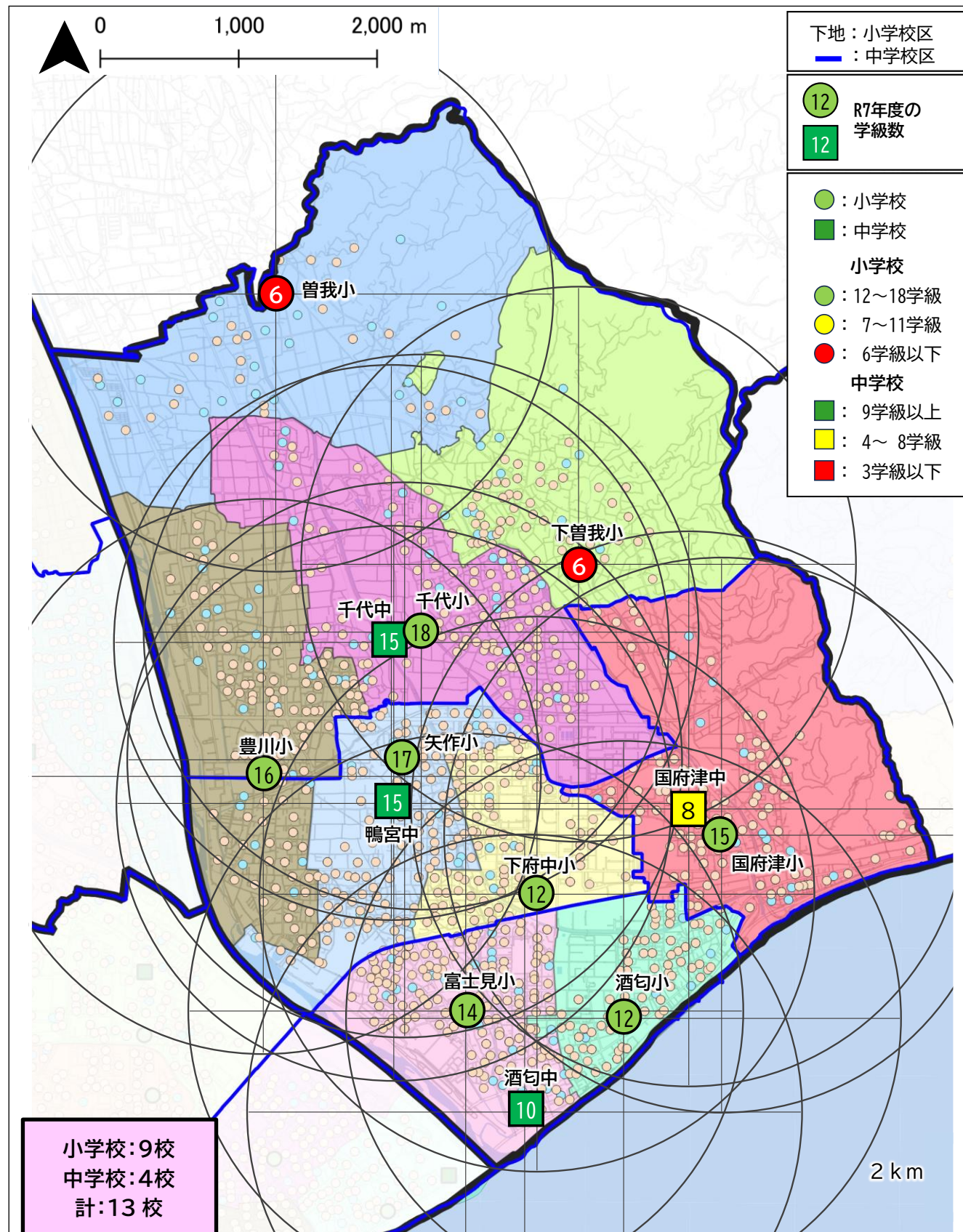
<地域別の現状(富水・桜井地域)>



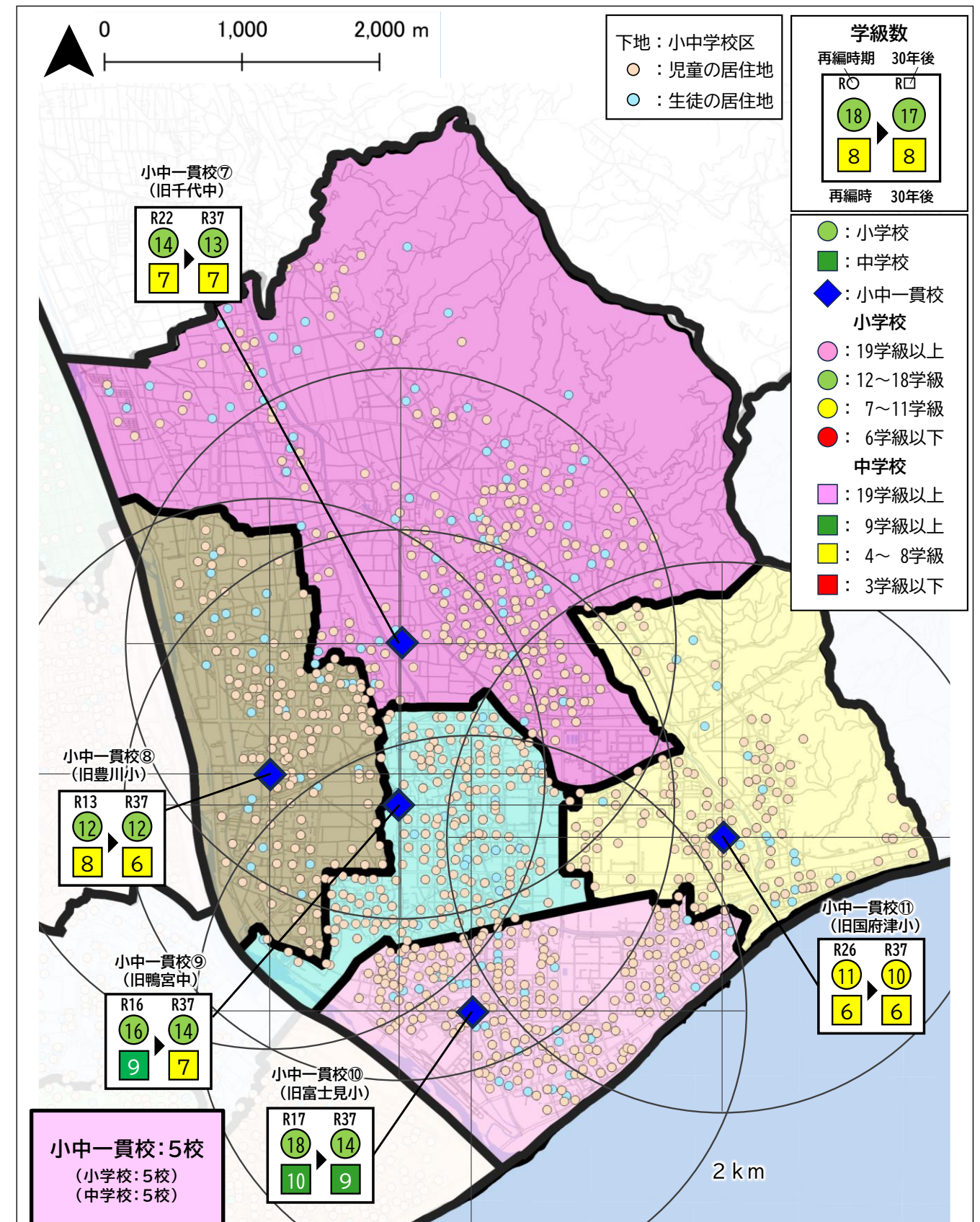
<30 年後の配置案(富水・桜井地域)>



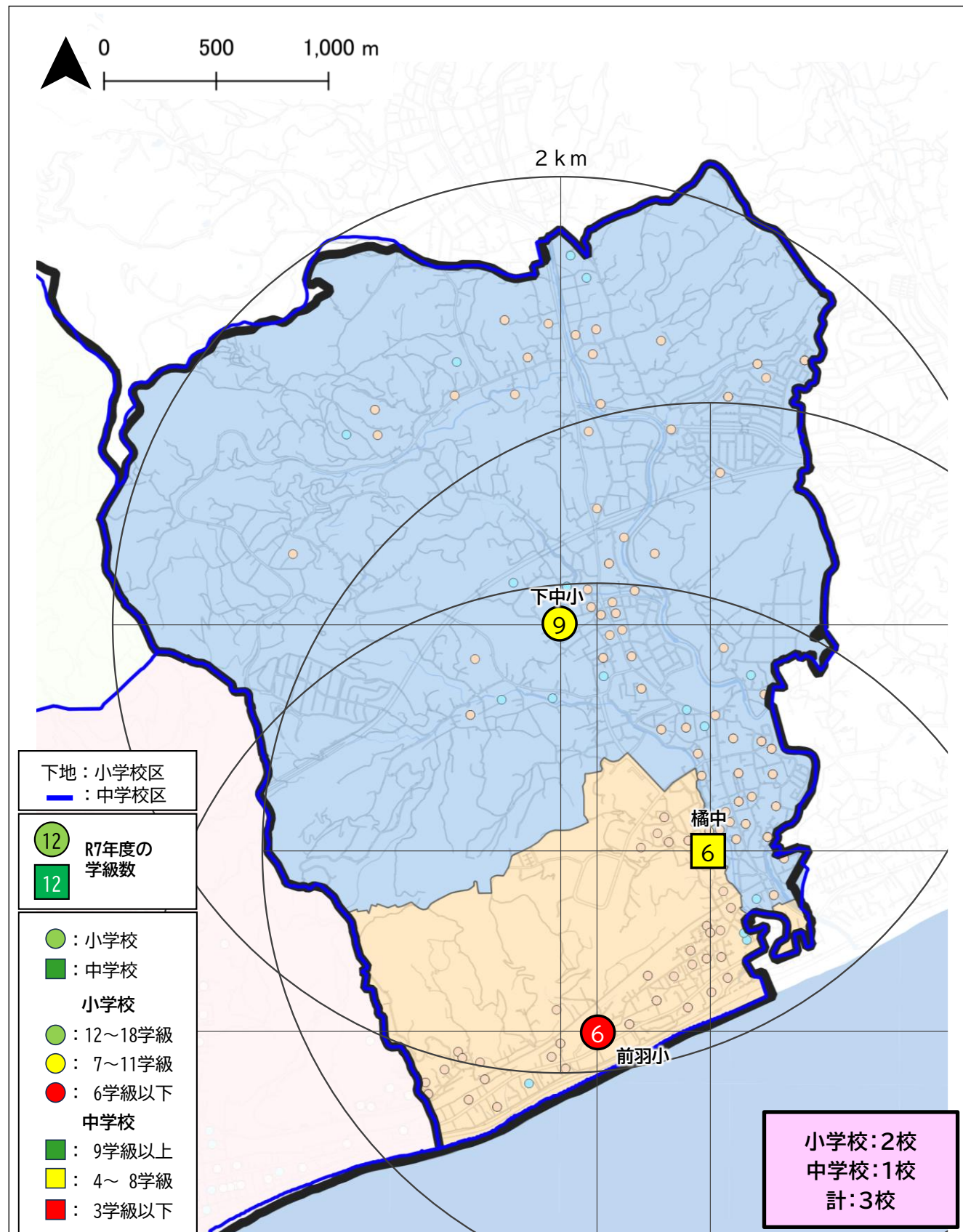
<地域別の現状(川東地域)>



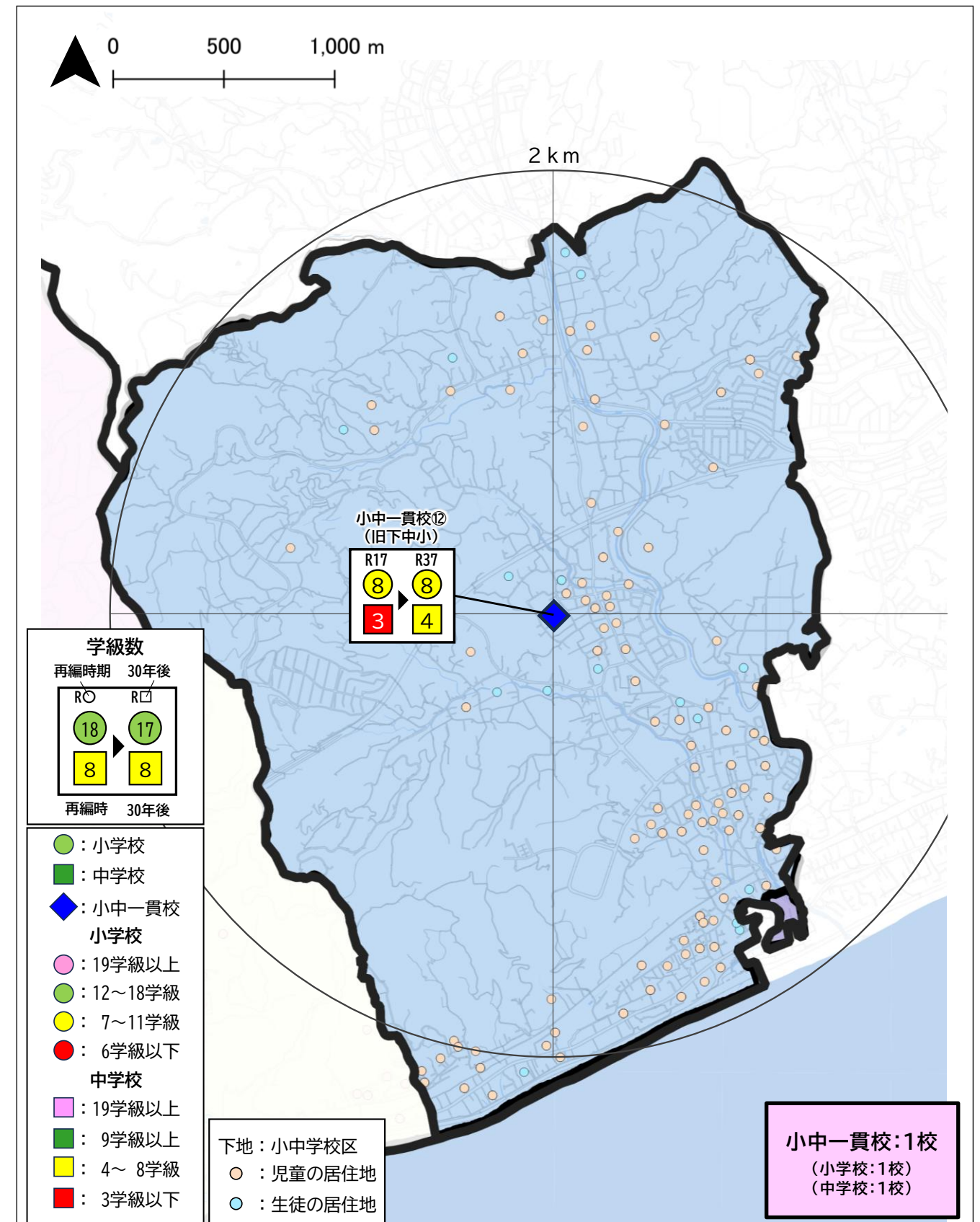
<30年後の配置案(川東地域)>



<地域別の現状(橘地域)>



<30年後の配置案(橘地域)>



●再編による児童生徒数・学級数の変化

[illegible]

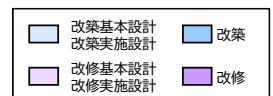
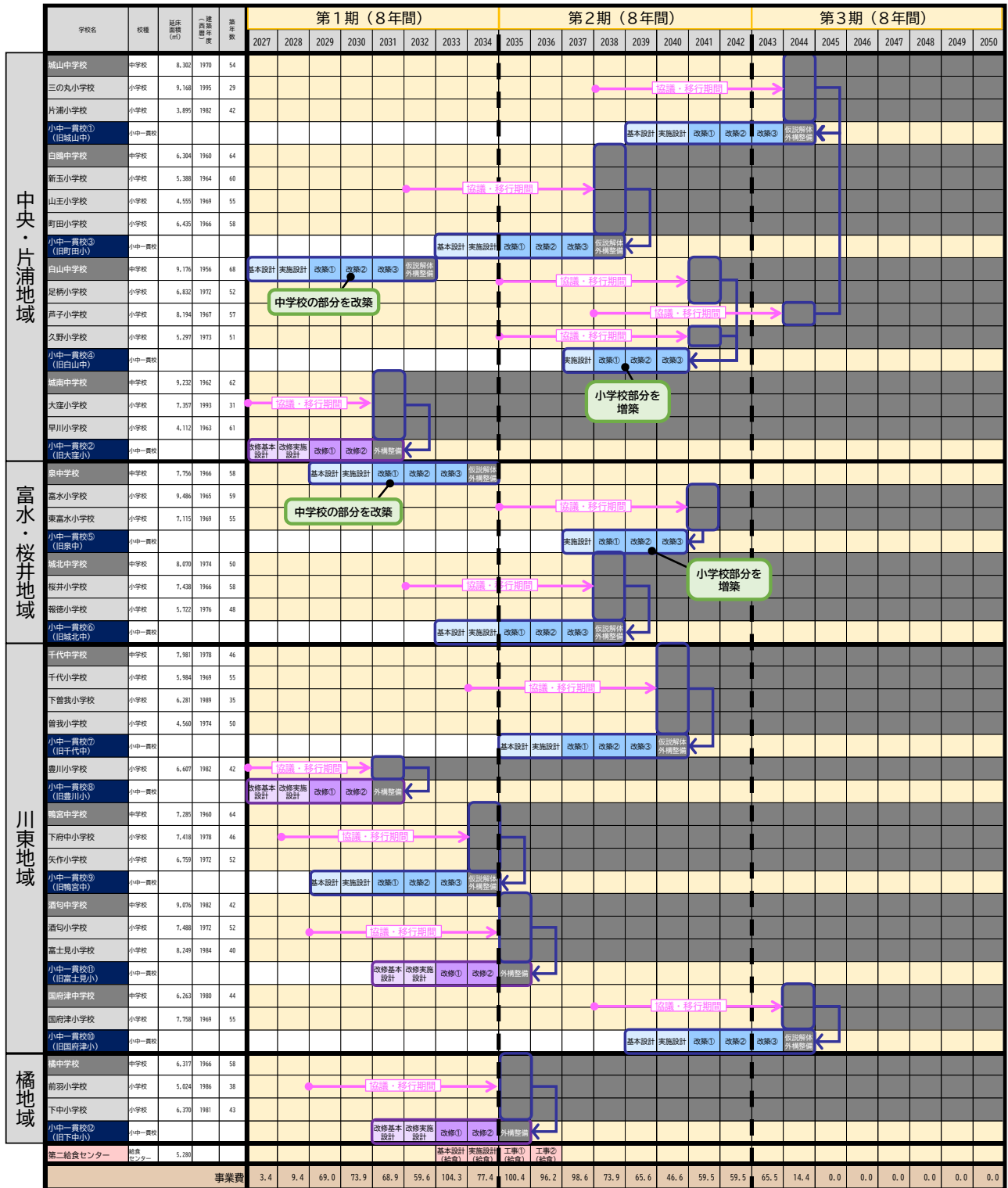
川東

(3)整備スケジュール

- 配置案を踏まえた整備スケジュールは、中長期整備計画及び整備指針で定めた以下の考え方に基づき、計画期間中で整備を完了することを想定して整理しています。

- 各校の主要な校舎が新耐震基準で建築されている学校は長寿命化改修を、旧耐震基準で建築されている学校は改築を採用する。(ただし、体育館は、鉄骨造で築 30 年を経過しているものについては、原則全て改築する。)
- 整備時の学級数は児童生徒数・学級数推計をもとに算出する。
- 整備期間は、原則次のとおり設定する。
- 改築：基本設計1年 実施設計1年 工事4年(外構含む) 合計6年
- 長寿命化改修：基本設計1年 実施設計1年 工事3年(外構含む) 合計5年
- 中学校を改築後、期間を空けて小学校を増築する場合は、基本設計と外構工事は改築時に完了させる。
- 設計や施工管理が分散しないよう、複数校を同時に整備することを想定してスケジュールを設定する。

<整備スケジュール>

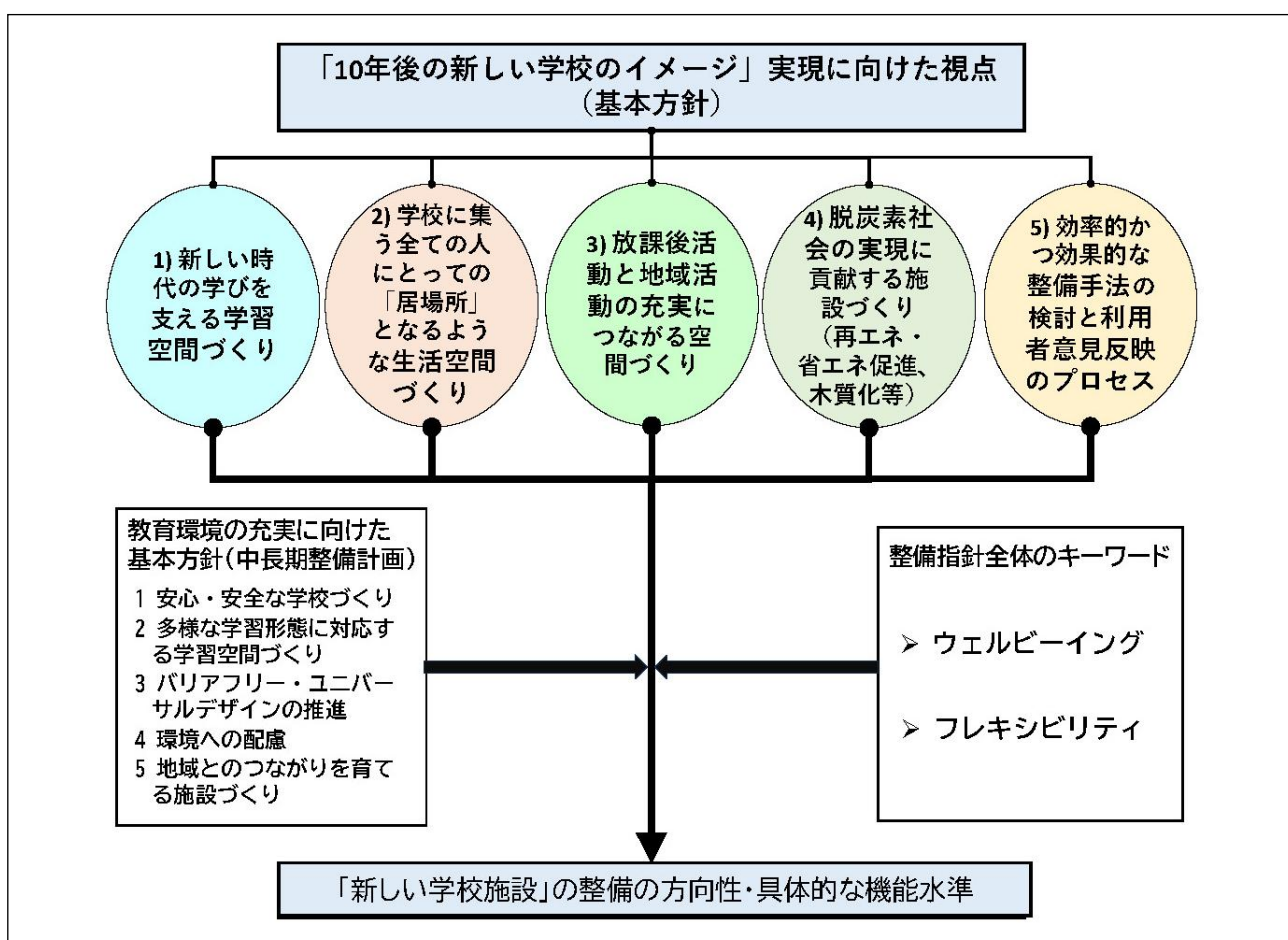


第5章 学校運営を支える財政・人材の考え方

1. 施設整備費について

- 学校施設については、整備指針において、改築・長寿命化改修時の施設・設備の機能水準や諸室の種類や数、面積、仕様等の基準、整備手法等を整理しました。

<「新しい学校施設」の具体化のための視点等>



※小田原市新しい学校づくり施設整備指針

- ・ 改築・長寿命化改修時は、教室・諸室は現在の施設よりも広くなり、地域利用エリアや避難所機能、Nearly ZEBの導入等、施設・設備の機能もより多く、充実させていくことになるため、1校あたりの建物の面積や整備費が増加することが見込まれます。
- ・ 整備指針における機能水準等に基づき、1校あたりの改築費及び長寿命化改修費を試算したところ、下の図のとおりとなりました。

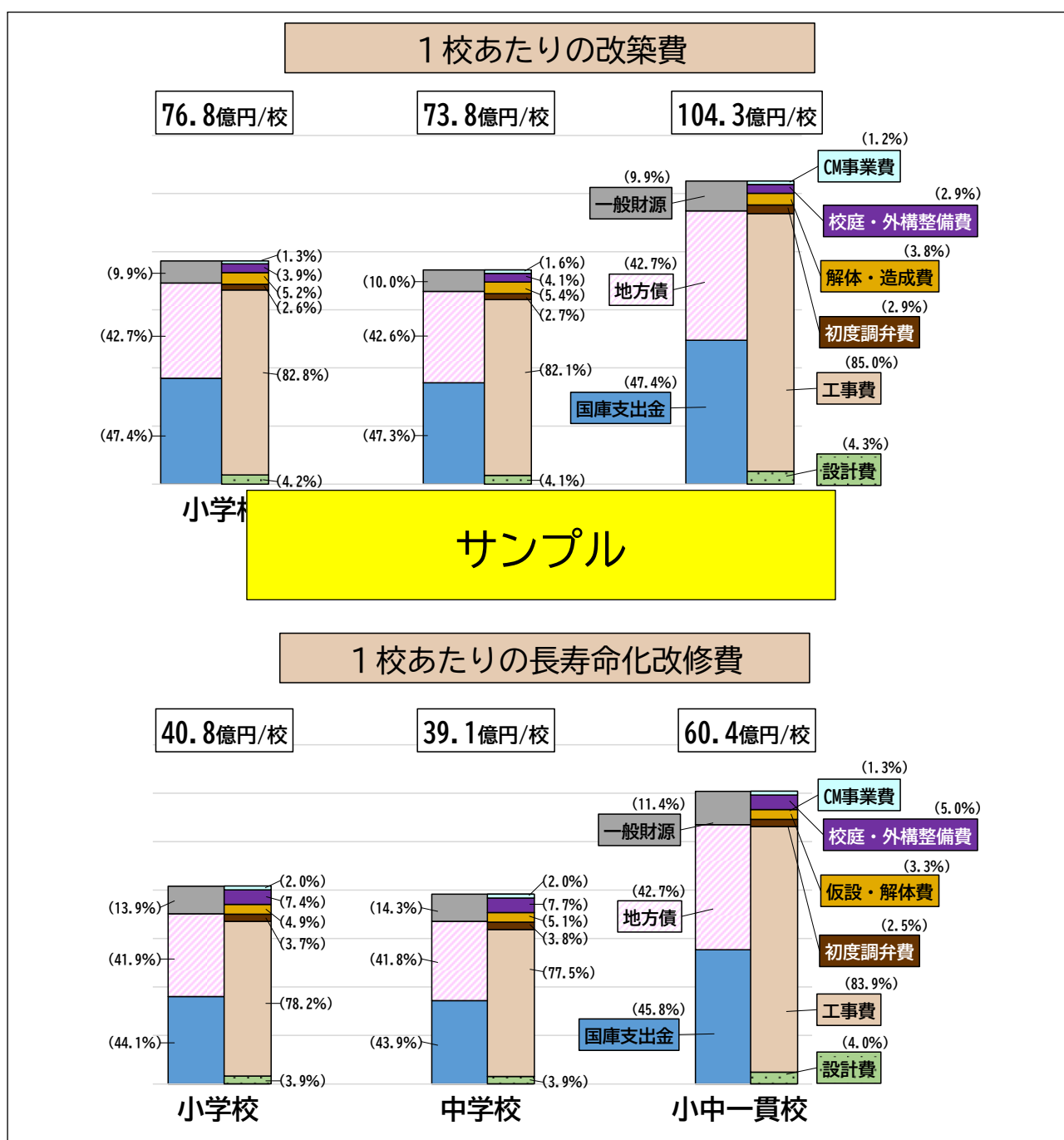
小中の改築費／長寿命化改修費を R2→R5→現在で図を作成

- ・ 施設一体型の小中一貫校として整備する場合と小中学校を1校ずつ整備する場合を比較すると、小中一貫校として整備する場合の方が、改築費は約46億円、長寿命化改修費は約20億円削減することができる見込です。

小中学校／小中一貫のグラフから、削減効果が見える
化できる図

- 市立小中学校36校全てを維持することを前提に、整備指針における機能水準に基づき改築・長寿命化改修を行う場合と、第4章で示した配置案によって改築・長寿命化改修を行う場合の、計画期間24年間の施設整備費を比較すると、配置案によって整備する場合の方が、約1,200億円、50%以上削減できる見込です。

<改築・改修に係る費用(整備コスト)>



【現状維持の場合】

- ・ 全ての学校を改築・改修するのは費用面から難しいことから、老朽化した施設を、それぞれ最低限の修繕をしながら使い続ける必要があります。
- ・ バリアフリーや ICT 環境の整備等、教育環境の充実に関する整備が個別・部分改修の積み重ねになってしまいます。
- ・ 教育活動や社会情勢の変化に十分対応できない校舎が残り、将来的に再度大規模な改修が必要になる可能性があります。

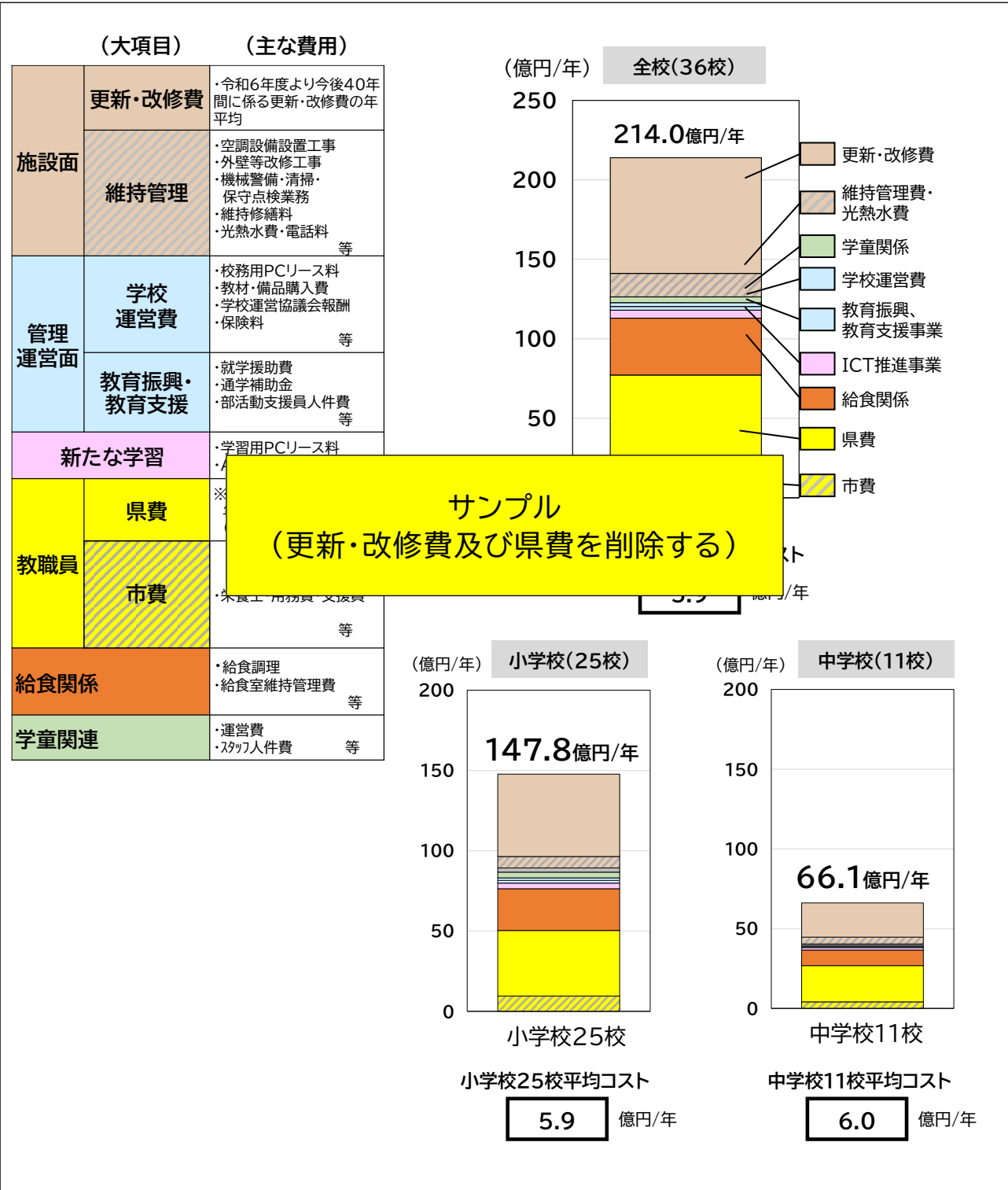
【新しい学校づくりを進める場合】

- ・ 費用を集約し、計画的に改築・改修を行うことができます。
- ・ 小中一貫教育やインクルーシブ教育を充実させるために必要な機能を備えた施設を整備できます。
- ・ 将来の改修負担を抑え、長く安心して使える学校環境を整えることができます。

2. 学校運営にかかる費用について

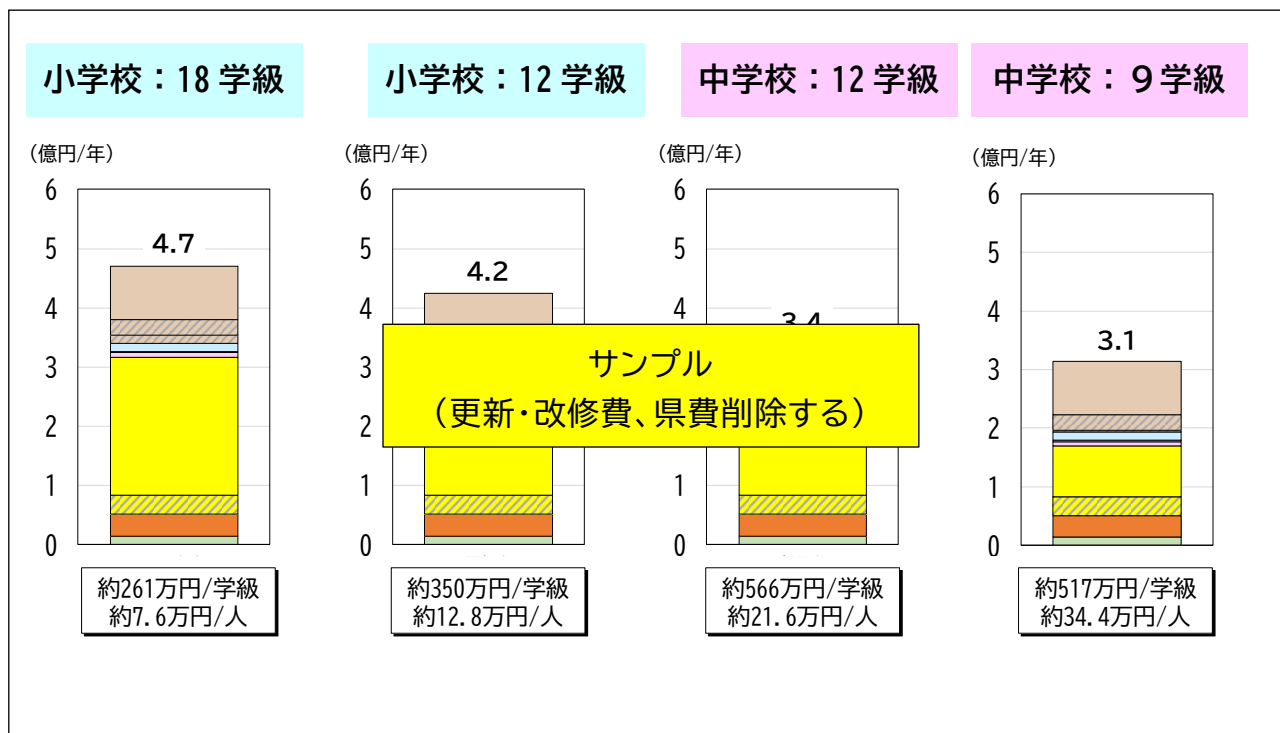
- ・ 学校運営には、人件費のほか、施設の光熱水費や保守点検費、学習用端末のリース料など、様々な費用がかかります。
- ・ 小中学校で1年間にかかる運営コスト(県支出の人件費を除く)は、約**億円で、1校あたりの平均は約**億円となっています。

<小・中学校における年間コスト>



- 学校規模(通常の学級数)別に運営コストを比較すると、規模に比例せずに発生する固定費が一定量あることから、小規模な学校ほど運営コストが割高となっています。

＜小学校における現状コストの規模別比較＞



【現状維持の場合】

- 学校数が変わらないため、光熱水費や維持管理費などの費用(固定費)がかかり続けます。
- 子供の人数が減っても、一定の維持管理コストがかかり続けます。
- 維持管理コストの比率が高くなり、学びや支援の充実に予算を振り向けにくくなります。

【新しい学校づくりを進める場合】

- 学校を集約化することで、固定費を圧縮することができます。
- 運営コストを平準化し、無理のない運営を続けることができます。
- これらにより生まれた余力を、学びや支援の充実などの教育の質の向上に再配分することができます。

3. 教職員の組織力を生かした学校運営

- ・ 子供たちの学びと育ちを支えるためには、教職員一人ひとりの専門性に加え、チームとして連携し、互いに支え合う体制が重要です。
- ・ 小規模校では、教職員の人数が限られることで、教科や経験のバランスがとれた配置が難しくなり、免許外指導や校務分掌の過重負担が生じやすく、指導や学校運営に余裕が生まれにくい状況になりがちです。
- ・ 同様に、個別支援員の配置人数が限られることで、特定の子供や学級に支援が固定されやすく、子供の特性や状況に応じた柔軟な支援や、個別支援員同士での連携が行いにくくなる場合があります。
- ・ 小学校2校、中学校1校を施設一体型の小中一貫校1校に再編した場合の、教職員(県費)と個別支援員の配置シミュレーションをまとめました。

<教職員配置シミュレーション>

教職員配置シミュレーション

- ・ 学校規模が大きくなることにより、チームとして子供を支える学校運営が可能になることで、教職員同士が学年や教科を越えて連携し、一人ひとりの子供に学校全体で関わる体制を整えることができます。
- ・ 専門性や経験を生かした配置や分担を行うことができ、特定の教職員に負担が集中することなく、日々の教育活動や学校運営を安定して行うことができます。
- ・ 経験やノウハウが学校に蓄積される運営体制が整うことで、個人の力量や努力に依存しない、持続可能で質の高い学校運営へとつなげることができます。

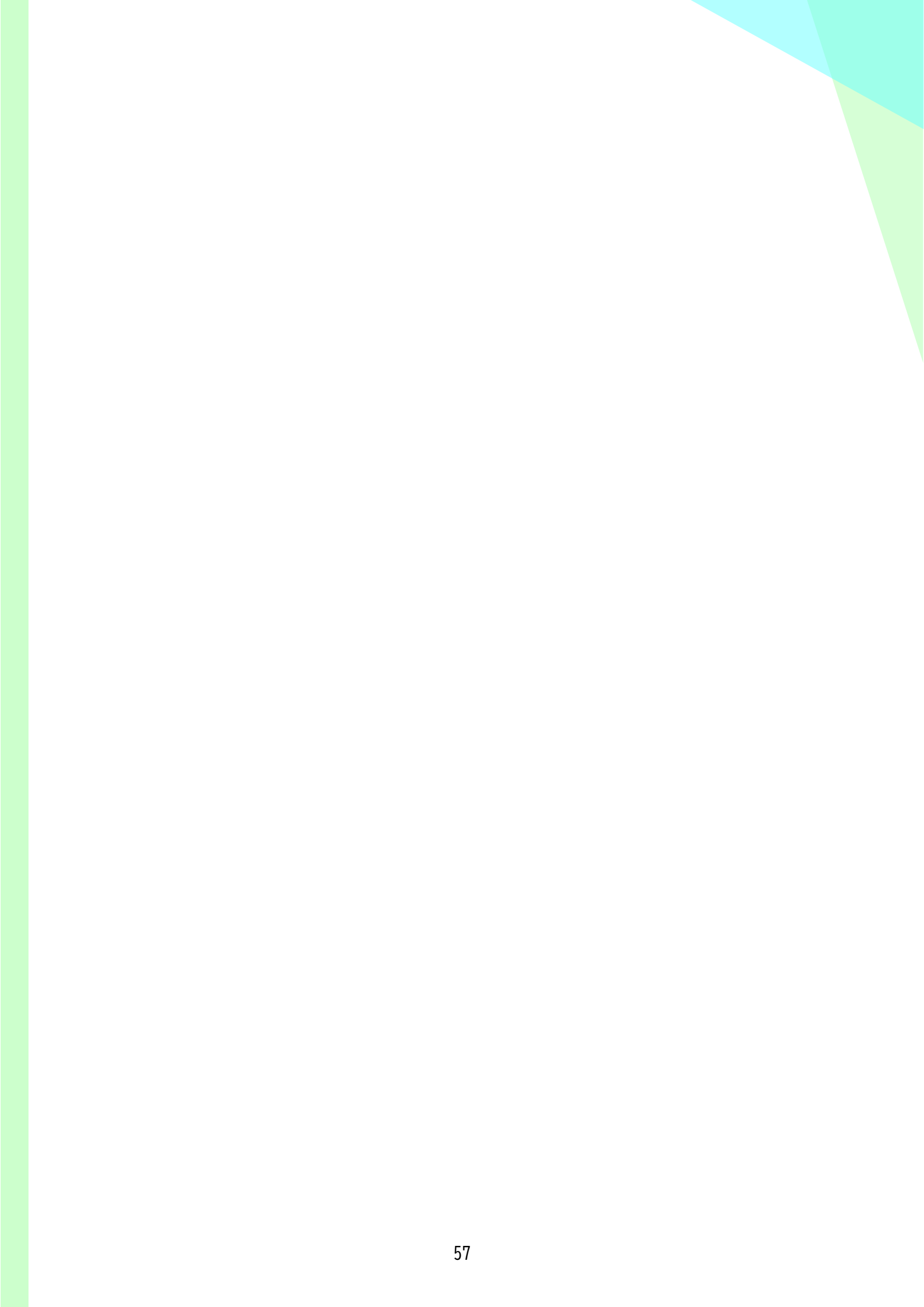
- ・ 個別支援員についても、配置の集約化を進めることにより、支援員同士や教職員との連携が進み、支援が必要な子供たちに対して、特性や状況に応じたきめ細かな支援を継続的に行うことができます。
- ・ これらに加えて、市費による加配をこれまで以上に手厚く行うことで、小中一貫教育における専科指導や地域資源を活用した探究的な学習等の充実を図り、新しい学校での学びの質を高めていきます。

【現状維持の場合】

- ・ 小規模校では一人ひとりの負担が大きくなりやすく、教科担任制や専科、乗入れ指導が安定して行いにくくなる場合があります。
- ・ 教職員の欠員や休職があると、学校運営が不安定になりやすいです。

【新しい学校づくりを進める場合】

- ・ チームの規模が大きくなることで、役割分担や連携がしやすくなります。
- ・ 教科担任制や専科、乗入れ指導を計画的に行いやすくなります。
- ・ 教職員同士で支え合える体制が整い、学校運営が安定しやすくなります。



第6章 計画の推進に向けて

1. 地域ごとの検討プロセス

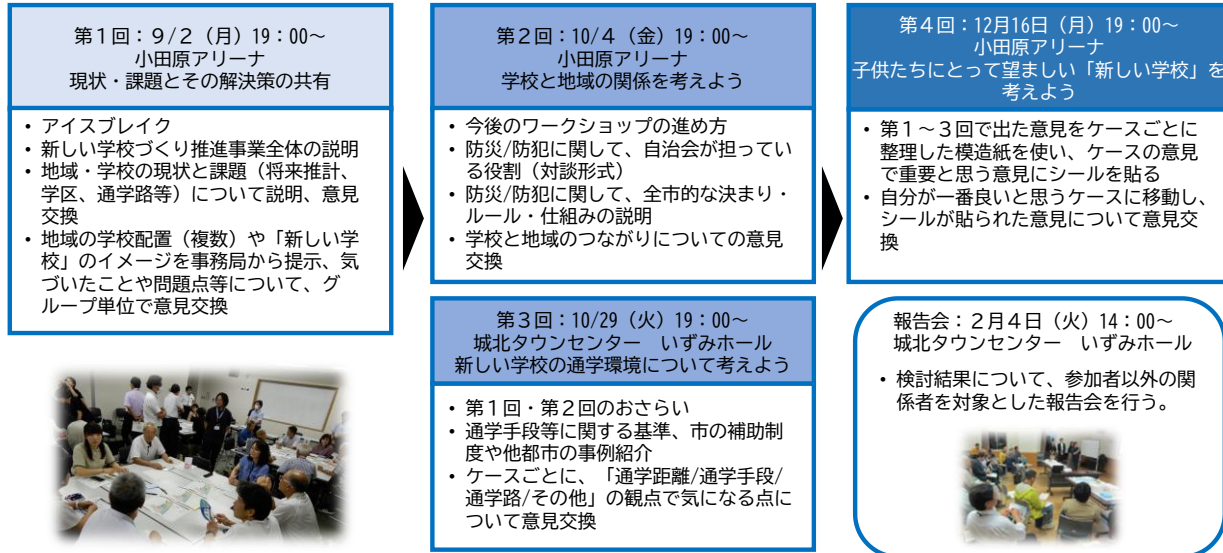
- 新しい学校づくりは、学びの充実と安心・安全の教育環境を将来にわたって確保するために、学校・地域に関わる全ての人とともに考え、決めていく取組です。
- 学校配置に関する様々な意見や不安を踏まえつつ、実現可能な条件を丁寧に整理し、納得感のある方向性を形にしていく必要があります。
- 地域の学校配置に係る検討プロセスをより実効性の高いものとするため、令和6年(2024年)9月から令和7年(2025年)2月にかけて、富水・桜井地域をモデル地域とし、学校配置案等について考えるワークショップを実施しました。

<モデル地域での検討の概要>

■ 参加メンバー

【参加メンバー】 自治会連合会・地域関係者：11人 小・中学校PTA：5人 小・中学校校長：6人 公募市民：2人	【ファシリテーター】 工学院大学 遠藤 新 教授 工学院大学 大学院生、学生	【事務局】 教育部（教育総務課、保険給食課、教育指導課） 地域政策課 防災対策課
---	---	--

■ 検討プロセス



<ワークショップでの主な意見>

通学

- 通学距離については、通学時間より実際に小学生が感じている距離はもっとあるのではないかな。
- 小学6年生の2kmと、小学1年生の2kmは大きな差がある。
- この地域は、朝夕の渋滞が激しい(特に県道)。
- 中学生は、自転車通学とすることも考えられるが、歩道が少ないところも多く、安全面が課題。
- スクールバスを導入する場合は、利用しない時間帯は地域の高齢者などが使えると良い。
- 今の学校では、バスや送迎車両が入るスペースが少ない。

小中一貫教育

- 小中一体となることにより、特色ある教育ができるのではないかな。
- 児童生徒数を維持することができ、整備費や維持管理費などのコストを抑えることができる。
- ケース④の場合、通学距離が遠くなる。
- スクールバスを小中共用することができる。
- 小中一貫校を運営するのと小学校・中学校をそれぞれ運営するのは全く違う(校長の人数など)。
- 小中一貫校はリスクが高い。人間関係のリセットや持たれている印象のリセットをするチャンスがなくなってしまう。

学校と地域の関係

- 学校活動は、地域の方の協力によって行われているところが大きい。
- 学区と自治会区域が揃っている方が、各種活動や避難所運営等で連携しやすくなる。
- 学区については、自治会ありきで考えなくてもいいのではないかな。
- 自治会の協力ありきになっているところが大きい。どのようにすれば、これからの時代にあわせたPTAや自治会の役割が果たせるか、考えていかなければいけない。
- 地域と学校が連携することで、連絡網の活用など、非常時の活動がしやすくなる。また不登校などの子供に関しては、災害時に問題が生じてしまうことが考えられるため、学校以外のつながりをつくることで、災害時のコミュニティとの連携につながる。
- 学校がなくなることによって避難所が遠くなると、子供やお年寄りが避難するのが難しい。避難所が減ることがないようにしてほしい。

- ・ モデル地域での検討を通して、以下のような課題が見えてきました。

1. 目的・ゴールの共有

- ・ ワークショップの主旨や目的、どのような成果を目指す場なのかが十分に共有されておらず、参加者が全体像をつかみにくい。

2. 前提条件・将来ビジョンの明確さ

- ・ 小中一貫校の導入の考え方や配置案などの前提条件、10年後・20年後を見据えた市の方向性が十分に示されていないため、議論が仮定ベースになりやすい。

3. 情報提供(インプット)の充実

- ・ 児童生徒数の将来推計や施設の状況、配置案の背景となるデータや考え方が十分に共有されず、参加者が理解を深める時間が限られている。

4. 参加者構成のバランス

- ・ 地域関係者の割合が比較的高く、保護者世代や若者、児童生徒などの参加が限られているため、多様な当事者の声を集めにくい状況がある。

5. 参加しやすい環境づくり

- ・ 時間帯や会場の設定によって、現役世代や教職員が参加しづらい場合があり、継続的な参加のハードルになっている。

6. 議論テーマの絞り込み

- ・ 論点やテーマが多いため、一つひとつの内容を十分に深める時間が取りにくい。

7. ファシリテーションの質

- ・ 地域事情や制度に関する理解にばらつきがあると、参加者の意図とまとめ内容に差が生じてしまう。

8. 意見反映の見える化

- ・ 出された意見が今後の検討や配置案にどのように生かされるのかが見えにくく、成果を実感しにくい。

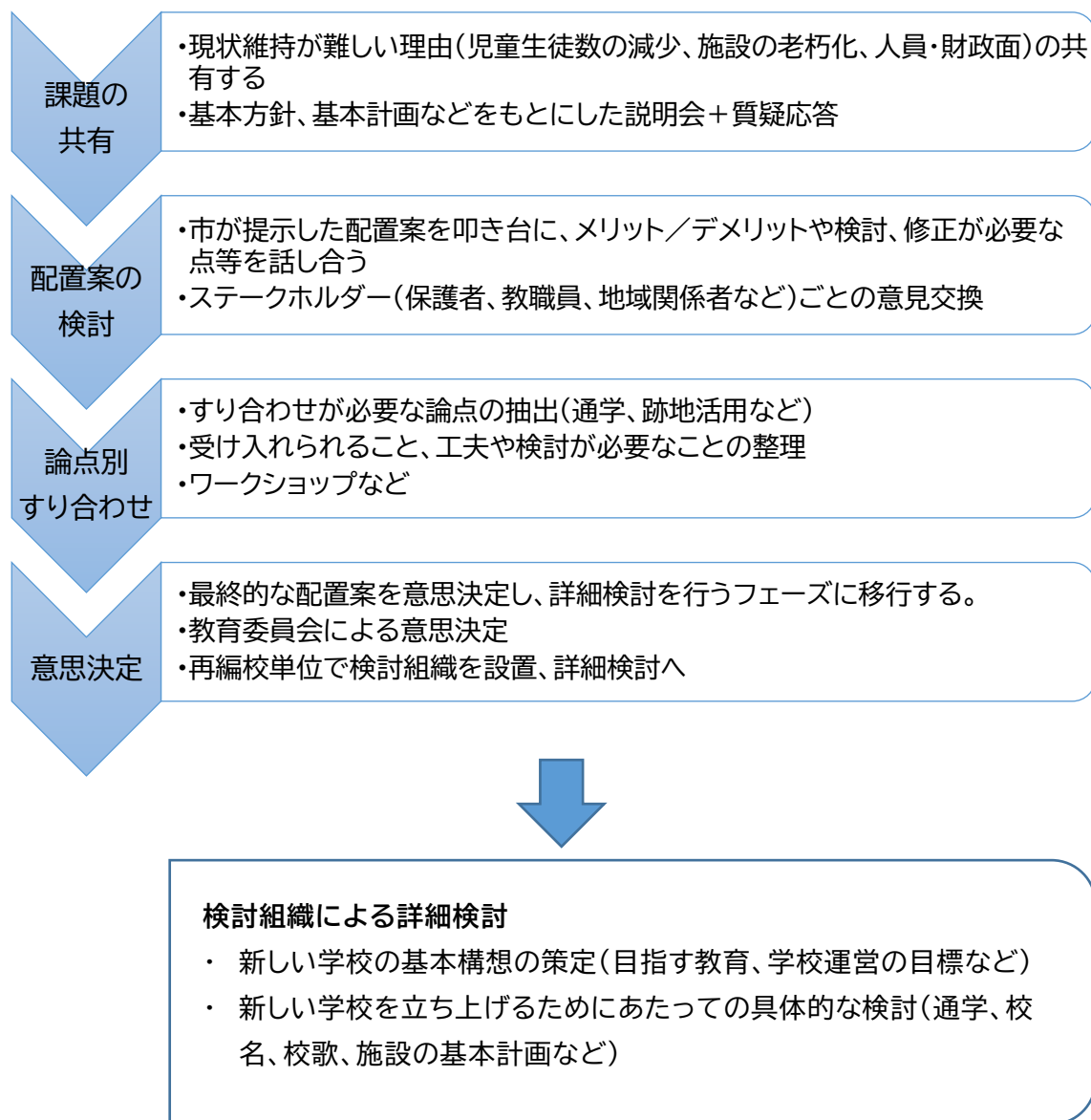
9. 報告・フィードバックの位置づけ

- ・ 報告会の対象や目的が分かりにくく、参加者が最終的な検討結果を確認しづらい。

10. 庁内連携の広がり

- ・ 学校配置の検討が、都市計画や防災、公共施設再編などの分野と十分に結びついていないため、実現可能性に課題が残る。

- これらの課題を踏まえ、検討プロセスを整理しました。



＜想定される検討手法＞

説明会	
内容	● 基本計画の概要や策定経過、今後の進め方について説明します。
目的	● 基本計画の内容について広く周知するとともに、計画策定の背景や今後の進め方について理解を深めます。
補足	● 基本計画の概要や策定経過、今後の進め方について説明します。

意見交換会	
内容	● 保護者、教職員、地域関係者等の属性別に、対象校の配置案について説明し、意見交換を行います。
目的	● 配置案について、保護者・教職員・地域関係者等の意見を幅広く把握し、今後の検討に反映させます。
補足	● 現在の中学校区を基本として開催。 ● 共通の検討課題(通学、跡地活用等)が抽出された場合は、全体での意見交換会やワークショップを実施。

地域別ワークショップ	
内容	● 説明会・意見交換会で情報を共有した各属性の参加者が一同にあつまり、新しい学校の在り方を検討
目的	● 地域別の課題や属性ごとの関わり方について、解決策や学校ごとの特色の検討を行います。
補足	● 児童・生徒・未就学児の保護者などの意見を聞く機会も設定する。

オープンハウス・アンケート	
内容	● 公民館や商業施設等、地域の人が集まる場所で検討内容を説明します。
目的	● 地域別ワークショップで検討した内容を地域の人たちに開示し、広い範囲で地域の声を収集します。
補足	● 結果を反映する機会を設ける。 ● いただいた意見をまとめて対外的に発信する

- ・ 検討プロセスにおいては、検討に関わる全ての人が同じ意見となることを目指すのではなく、それぞれの考えを受け止めながら、最終的な判断のために必要な対話や議論を丁寧に行い、意思決定の理由や経過を共有することを目指します。
- ・ 検討を進めるにあたっては、以下の点に配慮します。

1. 判断軸は「子供たちのため」

- ・ 全ての検討や判断は、現在と将来の子供たちにとって何が望ましいかを軸とします。

2. 目的と前提の共有

- ・ 何を決める場なのか、どこまでを話し合うのか、小中一貫教育や学校配置の考え方、将来の方向性など、議論の前提を最初に分かりやすく示します。

3. 分かりやすい情報提供

- ・ 児童生徒数の見通しや施設の状況など、配置案の背景となるデータを、参加者に分かりやすく共有します。

4. 多様な声を反映できる場づくり

- ・ 地域関係者、保護者、若者、児童生徒、教職員など、様々な立場の方が参加しやすいよう、時間帯や会場、手法を工夫します。

5. 意見の整理と反映の見える化

- ・ 出された意見をどのように受け止め、何が判断に反映されたのかを分かりやすく示します。